畜産農場における飼養衛生管理向上の 取組認証基準(農場 HACCP 認証基準)

平成 21 年 8 月

農林水産省消費・安全局

(一部変更:令和4年7月12日)

畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準)の改正にあたって

経済社会の発展・国際化の進展に伴い、国民の食生活が豊かになった。一方で、食品の安全に対する国民の関心が急速に高まる等、我が国の食生活を取り巻く環境は大きく変化してきている。こうした情勢の変化に的確に対応していくためには、消費者へ安全な食品を供給することが必要である。

畜産物の安全性向上のためには、個々の生産農場における衛生管理を向上させ、病原微生物等による汚染リスクを低減し健康な家畜を生産することが重要である。

この考え方のもと、農林水産省では、家畜伝染病予防法第 12 条の 3 に、家畜の所有者が遵守すべき飼養に関する基本的な衛生管理の方法を飼養衛生管理基準として定めるとともに、生産農場に危害要因分析・必須管理点(HACCP)の考え方を取り入れ、家畜の所有者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理(農場 HACCP)を推進してきたところである。平成 21 年に公表した「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準」(以下「認証基準」という。)に基づく認証農場数は、平成 23 年の認証審査開始以降特に近年順調に増加しており、令和 4 年 3 月末時点で 429 農場となり、取組のすそ野は更に広がっている。

取組の羅針盤となる認証基準は、公表から 10 年以上が経過し、その間、グローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標 (SDGs) に対する国内外の関心の高まり等により、安全な食品を供給するための衛生管理の重要性は益々高まっている。

こうした中、平成30年には食品安全の国際規格であるISO22000が改訂され、家畜衛生分野では、我が国における平成22年の口蹄疫や平成30年から続く豚熱の発生、アフリカ豚熱の侵入リスクの高まり等を踏まえ、家畜伝染病予防法の改正により、飼養衛生管理基準の強化が図られた。今般の認証基準改正は、これらの変化に対応すべく所要の改正を行うものである。

認証基準は従来どおりの二部構成となっており、農場 HACCP の導入に必要な基礎的な要求事項を規定している第Ⅰ部では、一般的衛生管理プログラムのマネジメントを大きく見直した。

一般的に、HACCP システムの構築には、一般的衛生管理プログラムによる衛生管理を前提として、「危害要因分析必須管理点(HACCP)システムおよびその適用のためのガイドライン」(FAO/WHO の合同食品規格委員会(コーデックス委員会))に示されている 12 手順(7 原則)を適用することとなる。農場 HACCP においては、一般的衛生管理プログラムについて、飼養衛生管理基準を基礎に確立することとされている。飼養衛生管理基準は前述のとおり、直近では令和3

年9月に改正され、近年の家畜伝染病の発生事例を通じ得られた知見を踏まえ、より具体的なものとなった。改正後の認証基準においても、一般的衛生管理プログラムの確立にあたり考慮すべき事項をより具体的に規定し、内容の充実を図っている。更に、一般的衛生管理プログラムについて必要に応じモニタリングを実施し、その実効性を担保することをシステムに組み込んでいる。

第Ⅱ部は、各畜種(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏)ごとに、農場 HACCP をモデル的に示したものであり、今回の改正では飼養衛生管理基準と適合させるために見直した。一方で、ロボット、AI、IoTといった近年の技術革新は目覚ましく、農場における作業内容は農場ごとに更に多様化していると考えられる。農場の現場では必ずしも第Ⅱ部で示すモデルどおりとはならないことに留意しつつ、各農場におけるシステム構築に取り組んでいただきたい。

農場 HACCP の導入は認証を受けることがゴールではなく、運用とその見直しを踏まえて継続的改善を図り、生産農場における衛生管理を向上させ、畜産物の安全性を確保することが目的である。今般の改正により、農場 HACCP に取り組んでいる畜産農家のみならず、すべての畜産農家における飼養衛生管理や家畜保健衛生所、獣医師または畜産関係団体等による農場の飼養衛生管理の指導において広く活用され、家畜衛生の向上を通じて、より安全な畜産物生産につながることを期待している。

第 I 部 認証基準

目 次

第1章 範囲、引用文	書、用語	3
1. 範囲		
2. 引用文書		
3. 用語		
第2章 経営者の責任		3
1. 経営者のコミッ	トメント (誓約)	
(1) 衛生管理方針	の明確化とその周知	
(2) 衛生管理目標(の設定	
(3)組織及び組織	の役割と権限	
2. HACCP チームj	責任者及びチーム員の任命と責任・	・権限
(1) HACCP チー	ーム責任者	
(2) HACCPチー	ーム員	
3. 外部コミュニケ	ーション	
4. 内部コミュニケー		
5. 特定事項への備力		
6. 衛生管理システ、	ムの見直し	
7. 人、設備等の資泡	原の提供と管理	
(1)人的資源		
(2) 従事者の知識		
(3) 設備・機器の		
第3章 危害要因分析		• • • • 5
1.素畜等の原材料		
2. 家畜・畜産物の	特性	
3. 意図する用途		
		生産環境の明確化と現場での確認
(1) 工程一覧図の		
	程内及び日常定期・不定期作業) <i>の</i> 	の明確化
(3) 生産環境の文章		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	び現状作業、生産環境の現場確認	- th-b
	理プログラムの確立と HACCP 計画の	の作成・・・・・フ
1. 一般的衛生管理		
2. 危害要因分析()	界則 1)	
(1) 危害の列挙	→ P-1	
(2) 危害の特定と		
3. HACCP 計画の(
	CCP)の決定(原則2)	
(2) 許容限界の決(,	
(3) 監視(モニタ	リング) 方法の確立(原則4)	

(4) 是正措置の確立(原則5)	
(5) 検証方法の決定(原則6)	
(6) 文書化及び記録方法の確立(原則7)	
第5章 教育·訓練	9
1. 教育・訓練	
2. 教育・訓練プログラム	
第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新	• • • • 10
1. 内部監査	
2. 情報の分析	
3. 衛生管理システムの更新	
第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項	• • • • • 1 1
1. 衛生管理文書リスト	
2. 文書、記録に関する要求事項	
(1) 文書	
(2) 記録	
付属資料	• • • • 1 3
1. 用語及び定義	
2. 引用文書	

第1章 範囲、引用文書、用語

1. 範囲

本認証基準は、家畜生産農場(組織)を適用の対象とする。家畜生産農場は、認証の対象となる農場の所在場所、農場の経営者、従事者、組織員数、飼養頭羽数(概数)及び生産物の範囲を、文書によって明確にしなければならない。

2. 引用文書

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、本認証基準、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」(平成 14 年 9 月 30 日付け 14 生畜第 2738 号農林水産省生産局長通知)以外の文書(「食品衛生の一般原則に関わる規則」等)を引用する場合は、引用する文書を明記しなければならない。

3. 用語

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、コーデックス委員会による「危害要因分析必須管理点(HACCP)システム及びその適用のためのガイドライン」及び「食品衛生の一般原則に関わる規則」並びに本認証基準で用いられた用語を原則として使用すること。

第2章 経営者の責任

家畜生産農場において、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入するに当たり、当 該農場の経営者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

1. 経営者のコミットメント (誓約)

経営者は、安全な家畜・畜産物を継続的に供給するために、次により、HACCP の考え 方を取り入れた衛生管理を導入し、これを確実に実施することを明らかにし、家畜生産農 場の全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。

(1) 衛生管理方針の明確化とその周知

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入及び法的規制の遵守並びに 実施に関する方針(以下「衛生管理方針」という)を作成するとともに、家畜・畜産物 の生産に関わる全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。なお、衛生管理方針は文 書によること。

(2) 衛生管理目標の設定

経営者は、衛生管理方針に基づき、具体的な衛生管理に関する目標(以下「衛生管理 目標」という)を設定すること。

衛生管理目標は、第6章2の分析結果に基づき、定期的に見直さなければならない。 ただし、経営者が必要と認める場合には、随時見直すことができる。

(3)組織及び組織の役割と権限

経営者は、組織(経営者、HACCP チーム、内部監査員、農場内の全組織員等)の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の役割と権限を文書化すること。

2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた家畜生産農場の衛生管理システム(以下「衛生管理システム」という)を確立し、実施し、維持するために、次の HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、それぞれの責任と権限を文書化すること。

(1) HACCP チーム責任者

- ① HACCP チーム責任者は、HACCP 責任者及び HACCP チーム員からなる HACCP チームを統率し、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を確実に実行するものとする。
- ② HACCP チーム責任者は、衛生管理システムが効果的に運用できるように、全従事者の衛生管理システムに対する認識の向上に努めるものとする。
- ③ HACCP チーム責任者は、定期的に、かつ、必要と認める場合には、経営者に衛生管理システムの有効性及び適切性に関して報告しなければならない。
- ④ HACCP チーム責任者は、家畜生産農場の衛生管理及び HACCP について充分な知識、経験、能力を有する者から任命するものとする。

(2) HACCP チーム員

- ① 経営者は、農場の規模に応じた人数の HACCP チーム員を任命しなければならない。なお、HACCP チーム員には、家畜生産農場の組織員以外で、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有する者を任命することができる。
- ② HACCP チーム員は、与えられた役割と責任・権限において、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を実現しなければならない。
- ③ HACCP チーム員は、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有する ものでなければならない。

3. 外部コミュニケーション

経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実に利用可能とするために、次の関係者のリストを作成した上で、これらの者と効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記録するとともに、その情報の活用の手順及び方法を確立し文書化すること。

- (1) 供給者
- (2) 家畜・畜産物の出荷先、消費者
- (3) 法令・規制当局
- (4) 家畜・畜産物の安全に係るその他の組織

4. 内部コミュニケーション

経営者は、組織内のコミュニケーションが効果的に実施できるように、コミュニケーションの手段及び方法を文書化し、実施すること。

5. 特定事項への備え

- (1) HACCP チームは、発生時に速やかに対応できるように、次に掲げる特定の事項(以下「特定事項」という)への対応について、手順を確立し、保持しなければならない。
 - ① 家畜又は畜産物出荷後に、当該家畜又は畜産物の重大な事故が発生した場合
 - ② 第3章2の事項に関して不適切な事例が発生した場合

- ③ 家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合
- ④ 飼料、添加物等に危害の混入が発生した場合
- ⑤ 自然災害、又は家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生管理システムが機能しない重大な事態が発生した場合
- (2)経営者は、特定事項が発生した場合に備えて、対応を判断する権限を持つ要員を任命 しなければならない。
- (3) HACCP チームは、特定事項が発生した場合には、発生の原因や状況を分析し、適切 な改善の措置をとらなければならない。これらの一連の措置は、記録して行わなければ ならない。

6. 衛生管理システムの見直し

経営者は、第6章により、HACCP チーム責任者に、衛生管理システムを運用させ、保持させ、定期的に見直させるとともに、必要に応じ随時見直させなければならない。

見直しの結果、改善を必要とする事項があった場合は、文書によって改善の内容を具体的に指示するとともに、改善を実施し、その改善内容を記録しなければならない。

7. 人、設備等の資源の提供と管理

経営者は、衛生管理システムを効果的、かつ、効率的に実施及び維持するために、次に 掲げる資源を提供しなければならない。

(1) 人的資源

経営者は、業務の質・量に見合った人的資源を確保し、管理しなければならない。

(2) 従事者の知識と能力

経営者は、従事者に求められる知識及び業務遂行能力を把握しなければならない。 経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保持、向上を図るため、第5章の教育及び訓練をHACCPチーム責任者に行わせなければならない。

(3) 設備・機器の提供と管理

経営者は、必要な設備・機器を提供し、意図された機能が効果的に発揮されるように 保持し、管理しなければならない。

第3章 危害要因分析の準備

HACCP チームは、第4章で記述される危害要因分析の準備作業として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

1. 素畜等の原材料及び資材

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 原材料・資材の特徴
- (2) 原材料・資材の予測される危害
- (3) 予測される危害の予防措置
- (4) 原材料・資材の供給者

2. 家畜・畜産物の特性

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

(1) 家畜・畜産物の特徴・特性性状、安全性や安定性に関わる情報

(2) 家畜・畜産物の出荷形態

生体、コンテナ、専用容器、包装形態等

(3) 家畜・畜産物の保証期限及びその条件 法規制や出荷先の規定がある場合は、それに従っていること

(4) 家畜・畜産物の出荷先

出荷先の名称、可能であれば最終消費者までの流通経路及びそれぞれの経路における 取扱い

(5) 家畜・畜産物の出荷先への情報 ワクチン接種、薬剤投与歴、出荷日、出荷量等

(6) 家畜・畜産物の流通上の特別な管理 温度・湿度管理、取扱い等特別な管理を必要とする事項

3. 意図する用途

HACCP チームは、以下について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 家畜・畜産物の用途
- (2) 予測される取り扱い 加工の方法、最終調理法等
- (3) 予測される誤った取扱いや使用
- (4) 最終消費者の特定

乳幼児・高齢者・病人等ハイリスク者が最終消費者である場合はその特定

4. 工程一覧図(フローダイアグラム)及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認

HACCP チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内作業、日常作業及び生産環境を明確にし、文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新し、保持しなければならない。

(1) 工程一覧図の作成

HACCP チームは、すべての作業工程の順序及び相互関係並びに原材料・資材が使用される工程の段階を図式化した工程一覧図を作成しなければならない。

- (2) 現状作業(工程内及び日常定期・不定期作業)の明確化
 - ① 工程内現状作業の明確化

HACCP チームは、すべての工程内作業の現状について、作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材及び作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

② 現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化

HACCP チームは、工程内作業以外で、日常的及び定期・不定期に実施しているすべての作業について、作業を実施する時期(間隔)・頻度及び作業の目的、目的を阻

害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材、作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

(3) 生産環境の文書化

- ① 敷地、畜舎等の施設、主な設備及び道路等周囲の状況を明確にしなければならない。
- ② 農場内の交差汚染の予防を考慮した、清浄度区分(ゾーニング)及び人、家畜、物の流れ(動線)を検討しなければならない。
- ③ 敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した平面図上に、清浄度区分を明示し、人、 家畜、物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作成しなければならない。

(4) 工程一覧図及び現状作業、生産環境の現場確認

HACCP チームは、工程一覧図及び工程内現状作業、現状の日常作業及び定期・不定期作業、並びに生産環境は正しく現状を反映したものであることを現場で確認し、必要であれば修正しなければならない。

第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成

HACCP チームは、次の手順により定める衛生管理システムの基礎となる一般的な衛生管理プログラム(以下「一般的衛生管理プログラム」という)を確立するとともに HACCP 計画を作成し、それに基づく活動を実施し、運用し、その有効性を確実にしなければならない。

1. 一般的衛生管理プログラムの確立

HACCP チームは、安全な家畜又は畜産物の生産を行うため、次により、一般的衛生管理プログラムを確立しなければならない。

- (1) 一般的衛生管理プログラムを確立する場合、家畜伝染病予防法第12条の3に基づく 飼養衛生管理基準を基礎とし、適切な情報(法令・規則、家畜衛生管理ガイドライン、 コーデックス委員会の「食品衛生の一般原則に関わる規則」及び「危害要因分析必須管 理点(HACCP)システムおよびその適用のためのガイドライン」等)に基づくものとす ること。特に、次の事項については、病原体の侵入防止の観点から効果的に実施される よう、その作業手順に留意すること。
 - ① 農場に立ち入る者の制限
 - ② 農場に立ち入る者の更衣・作業靴の履き替え・消毒
 - ③ 農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理
 - ④ 給与水、飼料、敷料等の処理・管理
 - ⑤ 導入家畜の健康状態の確認・管理
 - ⑥ 農場への野生動物の侵入防止措置
 - (7) 衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止
 - ⑧ 農場域内の整理整頓及び消毒
- (2)管理方法は、第3章で作成した文書や、作業手順書、作業マニュアル等の文書により 定めること。それぞれの一般的衛生管理プログラムは、第Ⅱ部の畜種別衛生管理規範を 参考にすること。
- (3) 一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われているか否か、作業後の様態

や効果についてのモニタリングの必要性を検討し、モニタリングを行う場合には、その 記録の方法を明確にすること。

- (4) 一般的衛生管理プログラムの検証は、計画的に実施され、検証結果に基づき、必要に 応じて修正すること。また、当該検証及び修正は記録し、当該記録は保持すること。
- (5) 一般的衛生管理プログラムの維持管理のための活動は、文書化すること。

2. 危害要因分析(原則1)

HACCP チームは、次により、すべての原材料及び作業工程に存在する危害を列挙し、 予防手段を文書化すること。当該文書は、保持し、必要に応じて更新しなければならない。

(1) 危害の列挙

すべての原材料及び作業工程に危害となる要因が存在するか否かを、適切なワークシートを用いて列挙すること。当該ワークシートは、保持し、更新しなければならない。

(2) 危害の特定と予防手段

危害が存在するとしたそれぞれの原材料及び作業工程について、危害に対する管理手段を一般的衛生管理プログラム又は HACCP 計画で管理するかを選択すること。

管理手段の選択は、次の基準により決定しなければならない。

- ① 起こる可能性のある生物的、化学的、物理的危害がこの工程に存在するか又は入る可能性があるか。
- ② 管理条件によりその危害は増大するか又は制御されるか。
- ③ 発生頻度や重篤性からみてその危害は、HACCP 計画で扱うほど重要か又は一般的 衛生管理プログラムで管理可能か。
- ④ HACCP 計画又は一般的衛生管理プログラムで扱うとした理由は何か。
- ⑤ 危害を予防、排除又は減少させる実施可能で効果的な制御手段があるか、具体的に どのような手段か。

危害要因分析の過程で一般的衛生管理プログラムの修正・改善の必要性が生じた場合は、修正すること。

3. HACCP 計画の作成

HACCP チームは、HACCP 計画を作成し、文書化し、保持し、必要に応じて見直さなければならない。HACCP 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 必須管理点(CCP)の決定(原則 2)

HACCP 計画によって管理しなければならない危害ごとに、必須管理点を明確にすること。また、必須管理点に対する管理手段を決定しなければならない。

(2) 許容限界の決定(原則3)

必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるのを予防、排除又は許容できる範囲内にするために、許容限界を決定すること。ただし、法規制で定められた値がある場合には、これに従わなければならない。

(3) 監視(モニタリング) 方法の確立(原則4)

必須管理点において、許容限界が守られていることを、測定、観察、確認して記録するモニタリングの手順及び方法を確立すること。

① モニタリングの手順及び方法では、その対象事項、具体的な手順、方法及び実施の

頻度を定め、測定、観察及び記録付け並びに記録の確認を行う担当者を明確にすること。

- ② モニタリングを行う従事者は、適切に教育され、訓練されなければならない。
- ③ モニタリングの記録は、保持されなければならない。

(4) 是正措置の確立(原則5)

許容限界を逸脱した場合にとるべき措置として、以下の事項を確立すること。

- ① 逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法(他用途への転用、 廃棄、その他)
- ② 正常への復帰
- ③ 逸脱した原因の究明
- ④ 再発を防止するための対策

是正措置を行う際には、決裁権を有する責任者がそれに当たること。実行された一連の是正措置は、記録し、保持しなければならない。

(5) 検証方法の決定(原則6)

HACCP システムが HACCP 計画に従って実施されているかを確認するに当たり、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定めた検証計画を作成し、これに基づき計画的・定期的に検証を行うこと。

検証では、以下の事項を確認すること。

- ① HACCP 計画が適正に運営されていることをモニタリング記録、是正措置の記録、 現場の査察、従事者へのインタビューなどにより確かめること。
- ② 危害要因分析への入力情報が更新され、危害要因分析が行われ、HACCP 計画が有効で妥当なものであること。
- ③ モニタリングに用いる機器が定められたとおりに整備されていること。

(6) 文書化及び記録方法の確立(原則7)

文書化及び文書の管理、並びに記録付け及び記録の管理は、第7章1及び2に示す要件を満たすこと。

第5章 教育・訓練

従事者に対し、次の要件を満たす教育・訓練が効果的に実施されていること。

1. 教育・訓練

HACCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、第4章で定めた一般的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP 計画、是正措置、その他一般的衛生管理プログラム並びに HACCP に関する知識・技能の維持向上を図るための教育・訓練を行うこと。

教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 従事者が自らの活動の持つ意味及び重要性を理解し衛生管理システムの効果的な運用に向けて自らがどのような貢献ができるかの認識を持たせるものであること。
- (2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかであり、その有効性が評価されるものであること。

- (3) 教育・訓練の効果を確認し、必要な力量が不足している場合にはその力量に到達する ことを目的とした再教育が実行されるものであること。
- (4) (1) から(3) までの事項が計画的に行われ、記録されるものであること。

2. 教育・訓練プログラム

HACCP チーム責任者は、教育・訓練担当者及び教育・訓練の対象者を明確にし、あらかじめ実施の時期を明確にし、スケジュール化して行うこと。なお、スケジュールを変更する場合は、その理由を記録しておかなければならない。ただし、教育・訓練は、外部の専門家に依頼することができる。

第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新

HACCP チーム責任者は、衛生管理システム全体を効果的に運用し、保持するため、次の 事項について、それが効果的であり、有効なものであるかどうかを定期的に評価するととも に、改善を必要とする事項が見いだされた場合は、速やかに改善しなければならない。

1. 内部監査

衛生管理システムが効果的であり、有効なものであるかどうかを確認するため、以下に 従い、内部監査を実施しなければならない。

- (1) 内部監査員は、経営者又は経営者を代行する者により指名されること。
- (2) 内部監査は、その手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施しなければならない。
- (3) 内部監査は、衛生管理システムが妥当なものであるか、効果的に実施され、改善を要する事項は更新されているかを、インタビュー、文書・記録の点検、現場の観察によって検証しなければならない。
- (4) 内部監査員は、自らが所属する部署を検証することは避けなければならない。
- (5) 内部監査員に外部の専門家を参加させることができる。
- (6) 内部監査員は、内部監査の結果を内部監査報告書として文書化しなければならない。
- (7) 内部監査の結果は、その都度経営者及び HACCP チーム責任者に報告し、改善点があればそれを指摘し、更なる保持向上に寄与しなければならない。

2. 情報の分析

HACCP チームは、衛生管理システム運用の中で収集した情報を分析・評価し、改善に 結びつく新たな事実の発見に努めなければならない。情報分析の結果、得られた有効な知 見は、記録し、必要に応じて改善に結び付けなければならない。

分析の対象となる情報、記録には、以下の事項が含まれる。

- (1) 外部コミュニケーションの情報
- (2) 内部コミュニケーションの情報
- (3) 一般的衛生管理プログラムのモニタリング記録(家畜保健衛生所による飼養衛生管理 基準の指導結果を含む。)
- (4) HACCP 計画のモニタリング記録

- (5) 内部監査の記録
- (6) 教育・訓練の記録
- (7) 衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報
- (8) 直近の農場 HACCP 認証審査結果

3. 衛生管理システムの更新

経営者の指示のもと、HACCP チーム責任者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、1及び2の結果をもとに、改善のための処置を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。

衛生管理システムを更新するときは、あらかじめ経営者に報告するとともに、その更新 を記録し、保管すること。

第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項

1. 衛生管理文書リスト

HACCP チーム責任者又は HACCP チーム責任者によって指名された者は、農場の衛生管理に係る文書(以下「衛生管理文書」という)の全体像を把握できる衛生管理文書リストを作成しなければならない。

衛生管理文書リストは、保持、更新しなければならない。

2. 文書、記録に関する要求事項

(1) 文書

文書化及び文書の保存、管理の手順・方法を文書化し、保持しなければならない。

① 文書化

文書化するときは、次の事項を満たさなければならない。

- ・文書は読み易く分かりやすいこと。
- ・作成者の所属、署名及び作成した日付があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
- ・更新の履歴が明確にされていること。
- ・氏名の印字又は電子サイン等の使用により署名に代える場合は、あらかじめその旨 を定めた文書を作成すること。

② 文書管理

文書は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。

- ・文書管理体系を確立すること。
- ・文書ごとに管理責任者を定めること。
- ・文書を配布する際は、配布先が明確にされていること。
- ・必要なときに、必要なところで使用可能であること。
- ・現在の改訂版が最新のものであること。
- ・廃棄する文書を明確にし、適切に廃棄処分されていること。
- ・廃棄する方法が文書化されていること。

(2) 記録

記録付け及び記録の保存、管理の手順を文書化し、保持しなければならない。 記録は、文書と区別して保持しなければならない。

① 記録付け

記録は、電子化する場合も含め、次の事項を満たさなければならない。

- ・記録は読み易いこと。
- ・記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要により時間の記載があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付の記載があること。
- ・記録の様式は、あらかじめ定められた頻度又は時期に見直されること。

② 記録管理

記録は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。なお、記録の 識別が容易で、検索できることが望ましい。

- ・記録ごとに管理責任者を定めること。
- ・記録の保管場所、保存期間が明確であること。
- ・廃棄する方法が文書化されていること。

付属資料

1. 用語及び定義

HACCP: 家畜・畜産物の安全性にとって重大な危害要因(ハザード)を特定し、評価し、コントロールする重要な管理点。

HACCP 計画:家畜・畜産物の安全性に重大なハザードのコントロールを確保するために HACCP の原則に従って作成した文書。

逸脱:許容限界が守られないこと。

衛生管理区域: 飼養衛生管理基準で定められている、病原体の侵入を防止するために衛生的 な管理が必要となる区域。

危害要因(ハザード):健康への悪影響を引き起こす可能性をもつ、家畜・畜産物中の生物学的、化学的又は物理的な要因、あるいは状態。

危害要因(ハザード)分析:危害要因(ハザード)及び危害が存在する条件に関する情報を 収集して、その中のどれが家畜・畜産物の安全性に重要であり、HACCP 計画に記述 されるべきかを決めるために評価するプロセス。

許容限界:必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるのを予防、排除あるいは許容できる範囲内にするためにコントロールしなければならない最高値あるいは最低値。

更新:把握した最新情報をシステムや文書などに反映させること。

工程一覧図(フローダイアグラム):家畜・畜産物の生産過程における一連のステップや作業(オペレーション)を系統的に表現したもの。

工程内作業:家畜・畜産物の主な生産工程で行われる作業。

コントロールする(動詞):決定した基準を確実に保持するために必要とするすべての作業を行うこと。

コントロール (名詞):正しい手順に従っており、その中で基準が満たされている状態。

施設:家畜・畜産物が取り扱われるあらゆる建物、又はエリア及びその周辺。

清浄:汚れや埃、土、飼料の残渣、油分、その他の好ましくない物質の除去。

是正措置:必須管理点におけるモニタリングの結果が、コントロールが失われた状態になったことを示す時にとられるべき措置。

組織員:家畜生産農場において、家畜・畜産物の生産に関わる全職員。

定期作業:家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場において定期的に実施するもの。

日常作業:家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場において毎日実施するもの。

必須管理点 (CCP): 家畜・畜産物の安全性に対するハザードを、防ぐ、取り除く、又は許容レベルまで引き下げるための必須のステップ。

不定期作業:家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場に おいて必要に応じて不定期に実施するもの。

モニタリング: 必須管理点がコントロール下にあるか否か、一般的衛生管理プログラムが適 正に運用されているかを評価するために行う観察・測定の手順・方法、又は行動。

2. 引用文書

- 1. Recommended International Cord of Practice General Principles of Food Hygiene CAC/PCP1-1969, Rev.5 (2020) THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION (食品衛生の一般原則 国際的に推奨される実施規格 CAC/RCP 諸般 1969 年、第5 改訂 2020 年 Codex 委員会)
- Hazard Analysis And Critical Control Point (HACCP) system Guidelines for Its Application (ANNEX) THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION (危害要因分析必須管理点 (HACCP) システムおよびその適用のためのガイドライン 付属文書) Codex 委員会
- 3. 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン 平成14年 農林水産省監修
- 4. 家畜の衛生管理ガイドライン 解説書 平成14年 農林水産省監修

第Ⅱ部 畜種別衛生管理規範 (Generic Model)

乳用牛編

目 次

1.	施設	との設計及び設備の要件						3
	(1)	施設の立地及び構造						
	(2)	施設内部のデザイン、配置及び構造						
	(3)	牛に接する装置、配置、構造						
	(4)	給餌、給水、排水とその装置						
	(5)	温度管理、空調及び換気						
	(6)	照明						
	(7)	保管庫(飼料保管庫など)						
	(8)	装置(用具など)						
	(9)	人の便所などの衛生設備						
2.	施設	と・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理	•	•	•	•		5
	(1)	施設・設備の保守及び衛生管理						
	(2)	機械・器具の保守及び衛生管理						
	(3)	洗浄・消毒プログラム						
	(4)	衛生動物・野生動物の駆除・防除						
	(5)	廃棄物(敷料・糞、死体)の取り扱い						
	(6)	効果的なモニタリング						
3.	原材	排 (素畜、飼料、使用水等)	•	•	•		•	9
	(1)	供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明						
	(2)	素畜、飼料等の受入れ要件と管理						
	(3)	供給側の保管及び輸送の要件と管理						
	(4)	使用水の受入れ要件と管理						
4.	乳用	1牛の取り扱い	•	•	•			1 1
	(1)	危害の管理(衛生と健康管理)						
	(2)	生産時の保守管理及び人の衛生						
	(3)	文書化及び記録						
	(4)	回収・処置手順						
5.	出荷	5牛・生乳の運搬	•	•	•			1 4
	(1)	車両及び器材・コンテナ等の必要条件						
	(2)	車両及び器材、コンテナ等の保守管理						
	(3)	生乳の管理						
	(4)	出荷牛の衛生管理						
6.	出荷	5牛・生乳に関する情報及び出荷先の意識	•	•	•		•	1 5
	(1)	出荷先からの情報収集						
	(2)	出荷先への情報提供と出荷先の意識						
7.	従事	者の衛生と安全		•	•			1 6
	(1)	牛舎内で従事する者						

	(2)	乳用牛の搬入に従事する者	
	(3)	生乳の搬出に従事する者	
	(4)	牛の搬出に従事する者	
	(5)	外来者の衛生	
8.	従事	る者の教育・訓練	20
	(1)	衛生意識及び責任感	
	(2)	教育・訓練プログラム	
	(3)	研修及び管理(教育効果の確認)	
	(4)	再教育・訓練	
9.	重要	空管理事項	2 1
	(1)	牛の健康管理に関わる要求事項	
	(2)	抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項	
	(3)	注射針の残留に関わる要求事項	
	(4)	搾乳器具の点検に関わる要求事項	

1. 施設の設計及び設備の要件

(1) 施設の立地及び構造

① 施設の立地環境

ア 立地

- (ア) 施設の周囲に悪臭、煙、塵埃の発生源がない場所であること。
- (イ) 上水道、井戸水が十分に受給できる場所であること。
- (ウ) 排水処理が適切にできる場所であること。

イ 周囲

- (ア) 施設の周囲の敷地は、水が溜まりにくいように、また塵埃が発生しにくいように、 整地されていること。
- (イ) 施設の敷地内は、整理、整頓されていること。
- (ウ) 家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置 を講ずること。

② 施設(又は設備)の構造

- ア 施設は、牛の飼育に適した配置になっていること。
- イ 牛舎、飼料保管施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ウ 牛舎、飼料保管施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設、生乳処理施設 (バルククーラー) は、ネズミ、衛生害虫等の侵入を防ぐ構造であること。
- エ 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- オ 堆肥保管施設は、堆肥を雨、風等から防ぐもので覆われていること。
- カ 堆肥保管施設、廃棄物保管施設の床は、不浸透性の材質のものであること。
- キ 生乳処理施設 (バルククーラー) の床は、水はけがよいこと。
- ク 吸気口、排気口を有する場合は、防虫ネットが備えられていること。
- ケ 排気口は、清掃のしやすい場所にあること。

③ 付帯施設・設備

- ア 洗浄剤、殺菌剤、薬剤保管設備
- (ア) 設備は、直射日光の当たらない場所に設置すること。
- (イ) 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られていること。
- イ 冷蔵保管設備

設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られており、かつ、温度管理ができる設備であること。

ウ 踏み込み消毒槽

靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。

工 車両消毒設備

タイヤ、タイヤハウス、車両表面が消毒できる設備であること。

(2) 施設内部のデザイン、配置及び構造

- ① 牛が健全で衛生的に飼養されるよう適切にデザインされていること。
- ② 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ③ 床は、十分な排水が可能であるように作られていること。
- ④ 施設内の設備、装置は、牛の安全が保たれるように配置され、あるいは適切に保護されていること。
- ⑤ 換気調整が可能であること。

(3) 牛に接する装置、配置、構造

- ① 壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られていること。
- ② 床は、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 生乳処理施設 (バルククーラー) は、飼育舎とゾーニング (管理区分) されていること。
- ④ 搾乳がミルキングパーラーの場合、基本的に飼育舎とゾーニング(管理区分)されていること。

(4) 給餌、給水、排水とその装置

- ① 給餌施設は、適切な給餌が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ② 給水設備は、適切な給水が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 給水設備、貯水槽は、不浸透性の材質で造られていること。
- ④ 井戸水(飲用不適)を使用する場合は、消毒(浄化)装置が備えられていること。
- ⑤ 排水設備、浄化設備は汚水を処理するのに十分な機能と能力を有していること。
- (6) 排水溝は、平滑に造られているか、又は清掃しやすいように造られていること。
- ⑦ 排水溝は、排水があふれない幅及び深さを有すること。
- ⑧ 排水溝は、外への出口には、ネズミ、衛生害虫等の侵入を防ぐため、網等が備えられていること。

(5) 温度管理、空調及び換気

- ① 換気装置、空調装置は、これらの装置を設置した施設で必要とされる能力を有すること。
- ② 牛舎内の適切な場所に温度計を設置し、牛舎内の温度が確認でき、温度管理が適切にできるようにすること。

(6) 照明

照明灯は、牛舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設、トイレ及び作業員更衣室において、作業に適する適度な照度が保持される照明装置を設置していること。

(7) 貯蔵庫

- ① 保管庫は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ② 保管庫は、ネズミ、衛生害虫等の侵入を防ぐ構造であること。
- ③ 保管庫は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ④ 保管庫の壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られて、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。

(8) 装置 (用具など)

① 機械・器具は、その用途に適した材質であること。

- ② 機械・器具は、破損しにくい材質のものであること。
- ③ 機械・器具の部品は、容易に脱落しないよう保持されていること。

(9) 人の便所などの衛生設備

① トイレ

トイレには、手洗い設備が備えられていること。

② 作業員更衣室

- ア 天井、内壁、床は、塵埃が堆積しにくいように、平滑に仕上げられていること。
- イ 更衣室は、各作業員の作業服、靴、帽子等が収納できる設備を有していること。

2. 施設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理

(1) 施設・設備の保守及び衛生管理

① 衛生管理区域

- ア 衛生管理区域とそれ以外の区域が明確に分けられていること。
- イ 看板の設置等により必要のない者を立ち入らせないこと。
- ウ 出入口に専用の衣服及び靴並びに手指の消毒設備を設置すること。
- エ 出入口に車両の消毒設備を設置し、消毒液を常に適正濃度に保つとともに、車内における交差汚染を防止する措置を講ずること。
- オ 敷地を定期的に消毒すること。
- カ 愛玩動物の持込み及び飼育をしないこと。

② 牛舎

- ア 牛舎内及び牛舎の周辺を整理し、清掃していること。
- イ 塵埃、糞など廃棄物を適切に保管・処理していること。
- ウ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- エ 塵埃、クモの巣等がないことを肉眼的に確認すること。
- オ清掃は、毎日行うこと。
- カ 出入口付近に手指の消毒設備又は畜舎ごとの専用の手袋を設置すること。
- キ 出入口付近に踏み込み消毒槽を設置すること。

③ 飼料保管施設

- ア 飼料の搬入に当たっては、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- イ 施設は、整理・整頓されていること。
- ウ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- エ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- オ 清掃は、定期的に行うこと。
- カ 飼料タンクは、定期的に点検していること。

④ 堆肥保管施設

- ア 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- イ 汚水漏えい等の確認は、定期的に行うこと。

⑤ 廃棄物保管施設

- ア 廃棄物は、都道府県が定める条例に従い、保管、処理すること。
- イ 廃棄物は、その廃棄物の種類ごとに適した収納容器に入れ、保管、処理すること。
- ウ 施設は、整理・整頓されていること。
- エ 清掃は、定期的に行うこと。

⑥ 生乳処理施設 (バルククーラー)

- ア施設は、整理、整頓されていること。
- イ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら適宜清掃すること。
- ウ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- エ 清掃は、毎日行うこと。
- オ 換気を良くすること。

⑦ 付帯施設・設備

ア 手洗い設備

- (ア) 石鹸、タオル、消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 手洗い消毒設備の清掃は、毎日行うこと。

イ 給水設備

- (ア) 井戸水を使用する場合は、年1回以上水質検査(色、臭い、細菌検査等)を実施すること。
- (イ) 貯水槽は、年1回以上、清掃すること。
- (ウ) 野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

ウ排水設備

- (ア) 排水溝は、悪臭が感じられないように努めていること。
- (イ) 排水溝は、定期的に清掃すること。

エ 照明設備

- (ア) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まっていないか、肉眼的に確認すること。
- (イ) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- (ウ) 照明灯は、毎日機能していることを確認すること。

オ 換気、空調装置

- (ア) 換気装置を有する施設においては、換気が正常に機能していること。
- (イ) 空調装置を有する施設においては、空調が正常に機能していること。
- (ウ) 換気装置、空調装置に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。

カ 防虫、防鼠設備

- (ア) 施設の敷地内は、ネズミ、衛生害虫などの発生、生息、繁殖の原因となるものがないように努めること。
- (イ) ネズミ、衛生害虫などの発生源を発見した場合は、直ちに、発生源を除去すること。

キ 作業員更衣室、休憩室、浴室及びシャワー室

(ア) 更衣室等は、整理・整頓されていること。

(イ) 清掃は、定期的に行うこと。

ク トイレ

トイレは、整理・整頓されていること。

ケ 踏み込み消毒槽

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒槽の清掃は、定期的に行うこと。
- (エ) 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

コ 車両消毒設備

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

(2)機械・器具の保守及び衛生管理

給餌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

② 給水器

- ア 保守管理後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

③ 飼料攪拌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

④ 消毒器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

⑤ 生乳処理施設 (バルククーラー)

- ア バルククーラーは、所定の温度を制御でき、その状態を外部からモニタリングできる ものであること。
- イ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ウ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- エ 清掃は、適宜、行うこと。
- オ バルククーラーの温度計は定期的に校正していること。

⑥ 搾乳器具

- ア 搾乳器具は、所定の能力を有するものであること。
- イ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ウ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- エ 清掃は、適宜、行うこと。
- オゴム、パッキン、ホース等は、定期的に交換すること。

(3) 洗浄・消毒プログラム

清掃・洗浄・消毒プログラムでは、施設・設備・器具のすべての部分が、適切に、かつ確実に、洗浄・消毒されるように、洗浄・消毒の手順、方法、頻度及び必要である場合にはモニタリングの方法を明確にしていなければならない。洗浄・消毒プログラムには洗浄・消毒に用いる装置・器具も含まれなければならない。

洗浄・消毒プログラムを文書化する場合には、少なくとも以下の事項が含まれていること。

- ① 洗浄・消毒する施設(又は設備、器具)
- ② 作業責任者
- ③ 洗浄・消毒に用いる資器材(消毒薬は薬品名及び適正濃度とその調整法)
- ④ 洗浄・消毒の手順、方法及び頻度
- ⑤ モニタリングの方法
- ⑥ 記録を必要とする場合は、記録用紙や記録の方法、記録付けの担当者、記録の保管期間

(4) 衛生動物・野生動物の駆除・防除

① 衛生動物・野生動物の駆除

- ア 牛舎周辺の野鳥、野生動物の死骸、排せつ物等は除去し、周辺を消毒すること。
- イ 牛舎及び牛舎周辺に生息する野生動物を把握した駆除プログラムができていること。
- ウ ネズミ、衛生害虫などの侵入を確認する方法を定め、その駆除の方法・手順が明確に 文書化され、実施したことが記録されていること。
- エ 殺虫剤等の化学物質を散布・配置する場合、隣接した牛舎への飛散を考慮して行うこと。
- オ 殺虫剤等の化学物質を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、 担当者名を記録すること。

② 衛生動物の防除

- ア 牛舎周辺の環境が整備されていること。
- イ 牛舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫などを防ぐ構造に努めていること。
- ウ 各施設の吸気口、排気口にネット等を備え、ネズミ等が侵入しない構造になっている こと。
- エ 牛舎内、牛舎周辺にネズミ等の衛生上問題となる動物が確認されないように努めること。
- オ 施設・設備に破損等がないように努め定期的に保守・点検すること。

(5) 廃棄物 (敷料・糞、死体) の取り扱い

① 糞・敷料

- ア 堆肥保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 汚水が地下浸透しないような構造であること。
- ウ 雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。
- エ 悪臭や衛生害虫が発生しないように努めていること。
- オ 定期的な保守点検が行われていること。
- カ 良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。
- キ 敷料を廃棄する場合は、適切に処理されていること。
- ク 堆肥流通の確保に努めていること。

② 死亡牛

- ア 保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
- ウ腐敗しないよう保管されていること。
- エ 保管施設は定期的に清掃・消毒されていること。
- オ 死亡牛は適切に処理されていること。
- カ 96 ヵ月齢以上の死亡牛については届出を行い、家畜保健衛生所の指示等に基づき、適 正に処理されていること。

(6) 効果的なモニタリング

- ① 上記の保守管理及び洗浄・消毒プログラムでは、モニタリングの方法、頻度、記録付け の方法及び担当者、責任者が明確にされていること。
- ② モニタリング記録の見直しの手順、方法を明確にし、見直しの結果は施設の保守衛生管理責任者に報告すること。

3. 原材料(素畜、飼料、使用水等)

(1) 供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明

- ① 供給者とは予測される危害と受入れ後の取扱い及び供給側における受入れ前の取り扱い について、定期的に情報の提供を受けるとともに、危害の最小化に向けての供給者との協 力関係を明らかにしておくこと。
- ② 素牛の品種、特徴・特性及び供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。
- ③ 飼料及び主要な薬剤・消毒剤等については、個々の原料ごとに、それらの特徴・特性及 び供給者の品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。

(2) 素畜、飼料等の受入れ要件と管理

① 導入牛の受け入れ

- ア 導入元農場の衛生管理状況を適切に把握すること。
- イ 個体識別番号及び移動記録を確認すること。

- ウ 導入牛は、臨床的に異常がないこと。
- エ 導入牛を輸送する車両は、あらかじめ洗浄・消毒が実施されていること。
- オ 輸送時及び到着時の運搬車両の車内が適切な環境であること。
- カ 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- キ 導入牛は隔離施設に搬入し、一定期間隔離飼養すること。

② 飼料等の受け入れ

- ア 飼料タンク又は飼料庫は、飼料搬入前又は定期的に清掃されていること。
- イ 特定添加物等の入った配合飼料と無薬飼料を運搬する場合、運搬車両は、区別又は交 差汚染防止対策がされていること。
- ウ 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- エ 飼料の外観、色、風味及び品質に異常がないこと。
- オカビの発生、異物が認められないこと。
- カ 搬入する飼料は、飼料等の適正製造規範 (GMP) ガイドラインの制定について (平成 27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長) の別紙2に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターよる適合確認を受けた事業場 (以下「GMP 適合確認事業場」という。)であって、サルモネラ等について適正な衛生管理対策が行われている事業場に由来するものであること。 GMP 適合確認事業場由来でない場合は、サルモネラ検査を定期的に実施している工場由来の飼料で、事前の取り決めに従い検査結果の提示を受けていること。
- キ 飼料、飼料添加物の受入れ記録を保管すること。
- ク 配合されている飼料添加物又は飼料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握している こと。

③ 飼料等の保管・給餌

- ア 飼料の購入計画について決定されていること。
- イ 飼料保管施設及びその周辺を定期的に清掃・消毒すること。
- ウ 飼料保管施設内におけるネズミ等、衛生動物の侵入防止対策に努めていること。
- エ 飼料は、適切に保管され、定期的に品質の劣化、カビ等の発生がないかどうか点検すること。
- オ ビタミンプレミックス等の添加物(剤)等は、指定された保管方法で保存すること。
- カ 飼料を給与する前に、飼料に異常がないことを確認すること。
- キ 飼料給与に使用する器具・器材は、清潔なものを使用すること。

④ 畜産資材 (薬剤・敷料) の受け入れ・保管

ア薬剤

- (ア) 保管庫は、牛の飼育場所と隔離されていること。
- (イ) 保管庫は、整理・整頓されていること。
- (ウ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- (エ) 包装等に異常がないこと。
- (オ) 低温保管品は、適切に保管冷蔵されていること。

- (カ) 購入薬剤の有効期限が十分に確保されていること。
- (キ) 成分、分量、使用方法等を確認すること。
- (ク) 要指示薬については、指示書内容の薬品と数量が一致していることを確認すること。
- (ケ) 入出庫の記録簿を完備し適切な在庫管理ができていること。

イ 敷料

- (ア) 保管庫は、搬入前に清掃されていること。
- (イ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- (ウ) 敷料の外観、色及び品質に異常がないこと。
- (エ) 異物等が認められないこと。
- (オ) 敷料にはカビの発生が認められないこと。
- (カ) 微生物検査を保管状況に応じて適宜実施し、その結果を考慮して使用すること。

(3) 供給側の保管及び輸送の要件と管理

飼料、素畜、ワクチン等の薬剤及び消毒剤等について、事前に受取り前の供給者側における保管・管理状況及び輸送の方法の取り決め事項を文書化しておくこと。

(4) 使用水の受入れ要件と管理

- ① 地下水を飲用水として使用する場合は、年1回以上水質検査を受け、飲用水として適していることを確認すること。
- ② ①の水質検査の結果が保管されていること。
- ③ 貯水槽(10t以上)は、年1回以上清掃されていることが記録で確認できること。

4. 乳用牛の取り扱い

(1) 危害の管理(衛生と健康管理)

① 健康管理(飼育と環境の適正管理)

(哺育牛)

- ア 飼育月齢にあった飼育面積が確保され、飼養頭数は適切であること。
- イ 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- ウ 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- エ ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- オ ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示する適切なワクチンプログラムにより接種すること。
- カ 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与 すること。
- キ 薬剤等を投与した牛は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、 投与牛をマーキングすること。
- ク 殺虫剤等の化学物質を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、 担当者名を記録すること。

(育成牛)

- ア 飼育月齢にあった飼育面積が確保され、飼養頭数は適切であること。
- イ 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- ウ 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- エ ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- オ ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- カ 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与 すること。
- キ 薬剤等を投与した牛は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、 投与牛をマーキングすること。
- ク 殺虫剤等の化学物質を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、 担当者名を記録すること。

(乾乳牛:妊娠後期育成牛を含む)

- ア 飼育月齢にあった飼育面積が確保され、飼養頭数は適切であること。
- イ 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- ウ 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- エ ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- オ ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- カ 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与 すること。
- キ 薬剤等を投与した牛は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、 投与牛をマーキングすること。
- ク 殺虫剤等を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、担当者名を 記録すること。

(搾乳牛)

- ア 飼育月齢にあった飼育面積が確保され、飼養頭数は適切であること。
- イ 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- ウ 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- エ ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- オーワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- カ 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与 すること。
- キ 薬剤等を投与した牛は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、 投与牛をマーキングすること。
- ク 殺虫剤等を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、担当者名を 記録すること。

(搾乳牛の交配)

- ア 交配時の系統を明確にし、以降確実に識別可能にしていること。
- イ 分娩後の仔牛は、系統を明確にし、以降確実に識別可能にしていること。

(搾乳)

- ア 搾乳前に乳頭周囲の体毛の伸びを確認し、異状を確認したら毛焼き又は毛刈り等の処置を行うこと。
- イ 搾乳前の乳頭の洗浄を行っていること。
- ウ 搾乳前の前搾りは確実に行うこと。
- エ 前搾りで乳房炎確認を行うこと。
- オプレデッピングを行うこと。
- カ プレデッピング後、1頭1布又はペーパータオルを使用し乾燥させること。
- キ 前搾りからユニット装着までの適切な時間を定め搾乳開始すること。
- ク 搾乳終了後、デッピングを行っていること。
- ケ 適切な搾乳機の洗浄、消毒を行っていること。

[繋ぎ牛舎における追加事項]

- ア 搾乳時(前絞りを含む)埃がたたないように牛床の清掃等を十分に行うこと。
- イ 一人当たりのユニット数は、2台以下にすること。
- ウ ユニット装着は、ショートミルクチューブを N 型に折り、ねじれないように装着する こと。
- エ 離脱は、4分房同時に離脱すること。
- オ 離脱後のユニットは、衛生的に取り扱うこと。

② 衛生管理

ア 給餌、出荷前の餌切り

飼料の給餌及び出荷前の餌切りは適切なプログラムによって実施されていること。

イ 飼育環境

- (ア) 飼育期間中、個体識別ができるようになっていること。
- (イ) 飼育密度が適正に保たれ動物の健康を阻害しない飼育条件になっていること。

ウ薬剤投与

- (ア) ワクチン接種は、獣医師の指示によりプログラムに従って接種され、伝染病の発生 防止に備えていること。
- (イ) 要指示薬等の投与は、獣医師の指示により行われていること。

工 分娩、去勢、削蹄、除角

- (ア)分娩は、手順化され衛生的に実施され、必要に応じて獣医師等の指示のもとで行われていること。
- (イ) 去勢、削蹄、除角は、衛生的に実施され、必要に応じて獣医師等の指示のもとで行

われていること。

オ 毎日の管理

- (ア) 牛床は、毎日衛生的に管理されていること。
- (イ) 牛の健康状態を毎日確認し、健康管理に努めていること。
- (ウ) 日常的に使用する器具、機器は、清潔に保たれていること。
- (エ) 見回り作業(巡回作業)は、監視・測定する項目を明確にし、異常時には直ちに処置を行うこと。
- (オ) 牛の異常及び異常な斃死を確認した場合については届出を行い、家畜保健衛生所の 指示等に基づき、適正に処理されていること。
- (カ) 斃死については、毎日記録し、残存状況が確認できること。
- (キ) 死亡牛の有無を毎日確認し、産業廃棄物処理業者と連携し、速やかに処置すること。

③ 獣医師等による指導

定期的に担当の獣医師又は診療施設から牛の健康管理について指導を受けること。また、 指導内容が記録・保管されていること。

(2) 生産時の保守管理及び人の衛生

- ① 飼育期間中の温度・湿度は、日常的に健康状態を確認しながら、適切に管理されていること。
- ② 飼育者は、清潔に注意して飼育作業に臨んでいること。旅行や他の農場を訪問したときには、適正な検疫期間(ダウンタイム)を守り、病原体の持ち込み防止に努めること。

(3) 文書化及び記録

- ① 文書化を必要とする文書を明確にし、確実に文書化すること。文書は少なくとも1回/年の見直しを行い、必要に応じて更新し、常に最新版が利用できるようになっていること。
- ② 記録付けを必要とする記録を明確にし、記録用紙を定め、確実に記録付けを行うこと。 記録ごとに保管期間等を明確にし、劣化しないように管理されていること。保管期間は、 法令に定められているものについては、これに従うこと。
- ③ その他、文書化及び記録については、第1部第7章の2に示す文書、記録に関する要求事項を満たすこと。

(4)回収・処置手順

出荷先(と畜場、集乳所等)と話し合い、回収・処置の手順・方法を確立し、文書化し、保持し、更新すること。出荷先に規定がある場合は、それに従うこと。

5. 出荷牛・生乳の運搬

(1) 車両及び器材・コンテナ等の必要条件

- ① 生乳の運搬に使用する車両や器材等は、生乳を汚染させないように設計され、適切な清 浄性を保ち、洗浄できるような構造であること。
- ② 牛の運搬に使用する車両やコンテナは、牛を汚染させないように設計され、適切な清浄 性を保ち、洗浄できるような構造であること。

③ 運搬を外部に委託する場合は、清潔で衛生的に運搬できるよう事前に必要事項を取り決め、文書化しておくこと。

(2) 車両及び器材、コンテナ等の保守管理

- ① 出荷に必要な車両、器材等の保守・衛生管理の手順を明確にし、文書化し、保持し、更新し、実施の記録が保持されていること。外部に委託する場合、実施記録を確認すること。
- ② 施設は、車両全体を消毒する消毒槽、車両全体を消毒する噴霧装置を有していること。
- ③ 消毒液は、適正な濃度が維持されていること。

(3) 生乳の管理

- ① 適切なバルククーラーの洗浄、殺菌を行っていること。
- ② バルククーラー出口の洗浄、殺菌を行っていること。
- ③ バルククーラーの温度管理基準は、出荷先到着時の温度基準を考慮し決定されていること。
- ④ バルククーラーでの保管温度・保管時間の管理は、搾乳開始から集乳まで温度管理基準 を達成可能であること。
- ⑤ 出荷する生乳は、出荷直前に乳質検査を実施していること。

(4) 出荷牛の衛生管理

- ① 出荷牛は、臨床的に異常が認められないこと。
- ② 注射針残留牛及び注射針残留可能性牛は、マーキングされていること。
- ③ 投薬経歴のある牛は、休薬期間を過ぎたものであること。
- ④ 出荷牛の体表が汚れていないこと。
- ⑤ 車両消毒施設の準備ができていること。
- ⑥ 出荷に使用する車両は、事前に洗浄・消毒されていること。
- (7) 衛生的な方法で輸送されること。

6. 出荷牛・生乳に関する情報及び出荷先の意識

(1) 出荷先からの情報収集

あらかじめ、出荷先と協議して、相互のコミュニケーション方法を取り決めておくなど情報収集に努めるとともに、出荷先からの適正な要望事項については改善に努めるなど適切に対応すること。

(2) 出荷先への情報提供と出荷先の意識

出荷先に対して適正な扱いに係る情報及び群(及び個体)の判定が容易にできるように以下の情報を提供すること。一方、出荷(処理)業者はこれらの情報を正しく理解し、病原菌の保菌や感染を防止するような衛生上の十分な知識を持つこと。

- ① 飼育舎の構造(飼育舎の構造は図面で示されていること)
- ② 素畜業者名
- ③ 品種及び系統(群の識別)
- ④ 素畜導入年月日及び飼育期間

- ⑤ 出荷数量
- ⑥ 疾病及び事故の履歴
- ⑦ 薬剤(ワクチンを含む)投与の履歴
- ⑧ 注射針残留牛及び残留可能性牛情報

7. 従事者の衛生と安全

(1) 牛舎内で従事する者

① 従事者の健康

従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を 受けること。作業に従事する上での安全を確保する器具(ヘルメット、安全靴、ゴーグル 等)を常備していること。

② 従事者の清潔

- ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。
- (ア) 牛舎に出入りするとき
- (イ) 糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 牛体(死亡牛を含む) に接触したとき
- (エ) 用便後
- (オ) 牛の飼養場所から生乳処理室に入るとき
- (カ) 搾乳作業に従事するとき
- (キ) 作業終了後
- イ 従事者は牛舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用する こと。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するとき専用の場所で行うこと。
- オ 長靴は、牛舎毎に履き替えるか、牛舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- カーその他、着用する前掛け、手袋等においても衛生的で清潔なものを用いること。
- キ 従事者は、牛の飼養場所から生乳処理室へ極力移動しないよう心がけること。やむを 得ず移動する場合は、手指の洗浄、殺菌をするとともに、長靴を入念に洗浄し、踏み込 み消毒槽で丹念に消毒すること。
- ク 搾乳作業に携わる従事者は、前述の条件の他、次のことを守ること。
 - (ア) 従事者が次の状態にあるときは、搾乳作業に従事してはならない。
 - ・ 従事者が食中毒の原因となる疾患(化膿した切り傷、蓄膿症などの化膿性疾患など)に罹っているとき。
 - ・ 従事者が飲食物を介して伝染する恐れのある疾患に感染しているとき。
 - (イ) 従事者は、つめを短く切ること。
 - (ウ)従事者は、作業に当たって、化膿していない切り傷が生じた時は、指サック、ゴム

製手袋などで覆うこと。

- (エ) 搾乳作業従事専用の衛生的で清潔な帽子、作業着、長靴及びマスクを着用すること。
- (オ) 前述の帽子、作業着及びマスクは、週2回以上洗濯すること。
- (カ) 長靴は、作業従事前後に入念に洗浄し、踏み込み消毒槽で丹念に消毒すること。
- (キ) 手指は、搾乳作業開始前に入念に洗浄、殺菌すること。
- (ク) 作業中、帽子、作業着、長靴及びマスクは正しく着用していること。
- (ケ) 手指消毒用のバケツを用意し、作業中、1 頭ごとに必ず手指を洗浄、殺菌するか、 又は清潔で衛生的なプラスチックまたはゴム製手袋を着用すること。
- (コ) 搾乳作業専用の帽子、作業着、長靴及びマスクは、搾乳作業終了時に取り外すこと。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(2) 乳用牛の搬入に従事する者

① 従事者の健康

従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を 受けること。

② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 牛舎に出入りする時
- (イ) 糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時
- (ウ) 牛体(死亡牛を含む) に接触した時
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、牛舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、牛舎毎に履き替えるか、牛舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- オ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。
- ③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(3) 生乳の搬出に従事する者

① 従事者の健康

従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を 受けること。

② 従事者の清潔

- ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。
 - (ア) 牛舎に出入りするとき
 - (イ) 糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
 - (ウ) 牛体(死亡牛を含む) に接触したとき
 - (エ) 用便後
 - (オ) 牛の飼養場所から生乳処理室に入るとき
 - (カ) 搾乳作業に従事するとき
- (キ) 作業終了後
- イ 従事者は牛舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用する こと。
- ウ 前述の帽子、作業着、手袋等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、牛舎毎に履き替えるか、牛舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- オ その他、着用する前掛け、手袋等においても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するとき専用の場所で行うこと。
- キ 事者は、牛の飼養場所から生乳処理室へ極力移動しないよう心がけること。やむを得ず移動する場合は、手指の洗浄、殺菌をするとともに、長靴を入念に洗浄し、踏み込み消毒槽で丹念に消毒すること。
- ク 搾乳作業に携わる従事者は、前述の条件の他、次のことを守ること。
 - (ア) 従事者が次の状態にあるときは、搾乳作業に従事してはならない。
 - ・ 従事者が食中毒の原因となる疾患(化膿した切り傷、蓄膿症などの化膿性疾患など)に罹っているとき。
 - ・ 従事者が飲食物を介して伝染する恐れのある疾患に感染しているとき。
 - (イ) 従事者は、つめを短く切ること。
 - (ウ) 従事者は、作業に当たって、化膿していない切り傷が生じた時は、指サック、ゴム 製手袋などで覆うこと。
 - (エ) 搾乳作業従事専用の衛生的で清潔な帽子、作業着、長靴及びマスクを着用すること。
 - (オ) 前述の帽子、作業着及びマスクは、週2回以上洗濯すること。
 - (カ) 長靴は、作業従事前後に入念に洗浄し、踏み込み消毒槽で丹念に消毒すること。
 - (キ) 手指は、搾乳作業開始前に入念に洗浄、殺菌すること。
 - (ク) 作業中、帽子、作業着、長靴及びマスクは正しく着用していること。
 - (ケ) 手指消毒用のバケツを用意し、作業中、1 頭ごとに必ず手指を洗浄、殺菌するか、 又は清潔で衛生的なプラスチック又はゴム製手袋を着用すること。
 - (コ) 搾乳作業専用の帽子、作業着、長靴及びマスクは、搾乳作業終了時に取り外すこと。

この他、次のことを守ること。

従事者が次の状態にあるときは、生乳の取扱いに従事してはならない。

- 従事者が食中毒の原因となる疾患(化膿した切り傷、蓄膿症などの化膿性疾患など) に罹っているとき。
- 従事者が飲食物を介して伝染する恐れのある疾患に感染しているとき。
- ・ 従事者は、爪を短く切ること。
- ・ 従事者は、作業に当たって、化膿していない切り傷が生じた時は、指サック、ゴム製 手袋などで覆うこと。
- ・ 従事者は、牛の飼養場所に入らないこと。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(4) 牛の搬出に従事する者

① 従事者の健康

搬出担当者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 牛舎に出入りするとき
- (イ) 糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 牛体に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、牛舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、牛舎毎に履き替えるか、牛舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- オーその他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(5) 外来者の衛生

上記(1)~(4)を基本に、立入り場所、活動の内容を考慮して外来者が守るべき規約を定め、外来者に周知すること。

8. 従事者の教育・訓練

(1) 衛生意識及び責任感

乳用牛飼育従事者は、生乳の生産にあたっているという認識のもと、衛生管理の維持、向上のために、衛生的な飼養管理を行う心構えとその方法、家畜衛生に関する基礎知識などを理解するための教育・訓練を受けなければならない。

(2) 教育・訓練プログラム

① 従事者

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論
- ウ 施設、設備の構造と一般的衛生管理
- エ 農場で起こりうる家畜衛生上の具体的危害とその防止方法
- オ HACCPの概論

(畜産物生産過程に係る危害、危害の発生要因、防止措置、モニタリング方法、是正措置、検証方法及び記録文書に関する概論)

- カ乳用牛、生乳、飼料、器具器材等の衛生的取扱い方
- キ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理

② 酪農ヘルパー

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論
- ウ 施設、設備の構造と一般的衛生管理
- エ 農場で起こりうる家畜衛生上の具体的危害とその防止方法
- オ HACCPの概論

(畜産物生産過程に係る危害、危害の発生要因、防止措置、モニタリング方法、是正措置、検証方法及び記録文書に関する概論)

- カ 乳牛、生乳、飼料、器具器材等の衛生的取扱い方
- キ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
- ク 各作業における一般的衛生管理マニュアルの習得

③ アルバイト

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
- ウ 各作業における一般的衛生管理マニュアルの習得

(3) 研修及び管理(教育効果の確認)

教育訓練の効果を測る評価基準を明確にし、研修後に効果を評価し、記録すること。

(4) 再教育・訓練

研修後の研修効果確認において、所定の効果が認められない場合は、再教育・訓練を行う こと。

9. 重要管理事項

牛の健康管理、抗菌性物質等薬物の残留、搾乳器具の点検に関わる衛生管理は、安全で品質 の高い畜産物を生産するための基本となる。

以下の(1)から(4)の要求事項を満たさなければならない。

(1) 牛の健康管理に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 臨床的な健康状況のチェック基準を明確にし、文書化していること。
- イ BCS点検の実施手順を明確にし、文書化していること。
- ウ 乳房炎検査の手順・方法、判断基準を明確にし、文書化していること。
- エ 異常牛確認の手順・方法、判定基準を明確にし、文書化していること。
- オ 異常牛の隔離、治療、淘汰の手順・方法、判断基準を明確にし、文書化していること (獣医師の指示の厳守が含まれていること)。

② 検証

- ア BCS点検記録の確認
- イ 乳房炎検査記録の確認
- ウ 異常牛の隔離、治療、淘汰記録の確認
- エ 獣医師の指示書の確認
- オ 病性鑑定書の確認

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第1部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(2) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 抗菌性物質等薬物投与及び中止の手順・方法を確立し文書化していること (獣医師の 指示の厳守が含まれていること)。
- イ 投与の記録を保持すること。
- ウ マーキングの方法を定め、文書化していること。
- エ 隔離の基準を明確にし、文書化していること。
- オ 目視検査等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。

② 検証

- ア マーキングの実施状況(徹底されていること)
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 投薬記録の確認
- エ 残留検査の結果の記録

③ 文書化及び記録

- ア
 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第 I 部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(3) 注射針の残留に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 予防、治療などに用いた注射針管理の手順・方法を確立し、文書化していること (獣 医師の指示の厳守が含まれていること)。
- イ 接種の記録を保持すること。
- ウ 注射針残留個体及び残留可能性個体については、マーキングの方法を定め、文書化していること。
- エ 隔離、識別の基準を明確にし、文書化していること。
- オ 目視確認等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。
- カマーキングの実施報告が徹底されていること。
- キ 獣医師の指示書の確認
- ク 接種記録の確認
- ケ 残留確認結果の記録

② 検証

- ア 残留可能性牛の識別方法の確認
- イ 注射針管理状況の確認
- ウ 出荷準備時確認方法の確認

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第I部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(4) 搾乳器具の点検に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 搾乳器具の洗浄・消毒及び故障修理の手順・方法及び基準を確立していること。
- イ 搾乳器具の洗浄・消毒の記録を保持すること。
- ウ 目視検査、温度測定等適切なモニタリング方法を決定すること。

② 検証

- ア 搾乳器具の洗浄・消毒の実施状況の確認(徹底されていること)
- イ 搾乳器具の洗浄・消毒の記録の確認
- ウ 搾乳器具の故障修理の確認

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第I部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

第Ⅱ部 畜種別衛生管理規範 (Generic Model)

肉用牛 編

目 次

1.	施設	との設計及び設備の要件			• 3	3
	(1)	施設の立地及び構造				
	(2)	施設内部のデザイン、配置及び構造				
	(3)	牛に接する装置、配置、構造				
	(4)	給餌、給水、排水とその装置				
	(5)	温度管理、空調及び換気				
	(6)	照明				
	(7)	保管庫(飼料保管庫など)				
	(8)	装置(用具など)				
	(9)	人の便所などの衛生設備				
2.	施設	と・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理			. 5	5
	(1)	施設・設備の保守及び衛生管理				
	(2)	機械・器具の保守及び衛生管理				
	(3)	洗浄・消毒プログラム				
	(4)	衛生動物・野生動物の駆除・防除				
	(5)	廃棄物(敷料・糞、死体)の取り扱い				
	(6)	効果的なモニタリング				
3.	原材	†料(素畜、飼料、使用水等)			. ç)
	(1)	供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明				
	(2)	素畜、飼料等の受入れ要件と管理				
	(3)	供給側の保管及び輸送の要件と管理				
	(4)	使用水の受入れ要件と管理				
4.	肉用	1牛の取り扱い			• 1	0
	(1)	危害の管理(衛生と健康管理)				
	(2)	生産時の保守管理及び人の衛生				
	(3)	文書化及び記録				
	(4)	回収・処置手順				
5.	出荷	5牛の運搬			• 1	I 3
	(1)	車両及びコンテナの必要条件				
	(2)	車両及びコンテナの保守管理				
	(3)	出荷牛の衛生管理				
6.	出荷	5牛に関する情報及び出荷先の意識			• 1	۱4
	(1)	出荷先からの情報収集				
	(2)	出荷先への情報提供と出荷先の意識				
7.	従事	者の衛生と安全			• 1	۱4
	(1)	牛舎内で従事する者				

(2) 肉用牛の搬入に従事する者	
(3) 肉用牛の搬出に従事する者	
(4) 外来者の衛生	
8. 従事者の教育・訓練	16
(1) 衛生意識及び責任感	
(2) 教育・訓練プログラム	
(3) 研修及び管理(教育効果の確認)	
(4) 再教育・訓練	
9. 重要管理事項	• • • • 1 7
(1) 牛の健康管理に関わる要求事項	
(2) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項	
(3) 注射針の残留に関わる要求事項	

1. 施設の設計及び設備の要件

(1) 施設の立地及び構造

① 施設の立地環境

ア 立地

- (ア) 施設の周囲に悪臭、煙、塵埃の発生源がない場所であること。
- (イ)上水道、井戸水が十分に受給できる場所であること。
- (ウ) 排水処理が適切にできる場所であること。

イ 周囲

- (ア) 施設の周囲の敷地は、水が溜まりにくいように、また塵埃が発生しにくいように、 整地されていること。
- (イ) 施設の敷地内は、整理、整頓されていること。
- (ウ) 家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置 を講ずること。

② 施設(又は設備)の構造

- ア 施設は、牛の飼育に適した配置になっていること。
- イ 牛舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ウ 牛舎、飼料保管施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫等を防ぐ 構造であること。
- エ 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- オ 堆肥保管施設は、堆肥を雨、風等から防ぐもので覆われていること。
- カ 堆肥保管施設、廃棄物保管施設の床は、不浸透性の材質のものであること。

③ 付帯施設・設備

- ア 洗浄剤、殺菌剤、薬剤保管設備
- (ア) 設備は、直射日光の当たらない場所に設置すること。
- (イ) 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られていること。
- イ 冷蔵保管設備

設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られており、かつ、温度管理ができる設備であること。

ウ 踏み込み消毒槽

靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。

工 車両消毒設備

タイヤ、タイヤハウス、車両表面が消毒できる設備であること。

(2) 施設内部のデザイン、配置及び構造

- ① 牛が健全で衛生的に飼養されるよう適切にデザインされていること。
- ② 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ③ 床は、十分な排水が可能であるように作られていること。

- ④ 施設内の設備、装置は、牛の安全が保たれるように配置され、あるいは適切に保護されていること。
- ⑤ 換気調整が可能であること。

(3) 牛に接する装置、配置、構造

- ① 壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られていること。
- ② 床は、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。

(4) 給餌、給水、排水とその装置

- ① 給餌施設は、適切な給餌が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ② 給水設備は、適切な給水が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 給水設備、貯水槽は、不浸透性の材質で造られていること。
- ④ 井戸水(飲料不適)を使用する場合は、消毒(浄化)装置が備えられていること。
- ⑤ 排水設備、浄化設備は、汚水を処理するのに十分な機能と能力を有していること。
- (6) 排水溝は、平滑に造られているか、又は清掃しやすいように造られていること。
- (7) 排水溝は、排水があふれない幅及び深さを有すること。
- ⑧ 排水溝の外への出口には、ネズミ、衛生害虫等の侵入を防ぐため、網等が備えられていること。

(5) 温度管理、空調及び換気

- ① 換気装置、空調装置は、これらの装置を設置した施設で必要とされる能力を有すること。
- ② 牛舎内の適切な場所に温度計を設置し、牛舎内の温度が確認でき、温度管理が適切にできるようにすること。

(6) 照明

照明灯は、牛舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設、トイレ及び作業員更衣室において、作業に適する適度な照度が保持される照明装置を設置していること。

(7) 保管庫(飼料保管庫など)

- ① 保管庫は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ② 保管庫は、ネズミ、衛生害虫等の侵入を防ぐ構造であること。
- ③ 保管庫は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ④ 保管庫の壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られて、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。

(8)装置(用具など)

- ① 機械・器具は、その用途に適した材質であること。
- ② 機械・器具は、破損しにくい材質のものであること。
- ③ 機械・器具の部品は、容易に脱落しないよう保持されていること。

(9) 人の便所などの衛生設備

① トイレ

トイレには、手洗い及び消毒設備が備えられていること。

② 作業員更衣室

- ア 天井、内壁、床は、塵埃が堆積しにくいように、平滑に仕上げられていること。
- イ 更衣室は、各作業員の作業服、靴、帽子等が収納できる設備を有していること。

2. 施設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理

(1) 施設・設備の保守及び衛生管理

① 衛生管理区域

- ア 衛生管理区域とそれ以外の区域が明確に分けられていること。
- イ 看板の設置等により必要のない者を立ち入らせないこと。
- ウ出入口に専用の衣服及び靴並びに手指の消毒設備を設置すること。
- エ 出入口に車両の消毒設備を設置し、消毒液を常に適正濃度に保つとともに、車内における交差汚染を防止する措置を講ずること。
- オ 敷地を定期的に消毒すること。
- カ 愛玩動物の持込み及び飼育をしないこと。

② 牛舎

- ア 牛舎内及び牛舎の周辺を整理し、清掃していること。
- イ 塵埃、糞など廃棄物を適切に保管・処理していること。
- ウ 塵埃、クモの巣等がないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ清掃は、毎日行うこと。
- カ 出入口付近に手指の消毒設備又は畜舎ごとの専用の手袋を設置すること。
- キ 出入口付近に踏み込み消毒槽を設置すること。

③ 飼料保管施設

- ア 飼料の搬入に当たっては、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- イ 施設は、整理・整頓されていること。
- ウ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- エ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- オ 清掃は、定期的に行うこと。
- カ 飼料タンクは、定期的に点検していること。

④ 堆肥保管施設

- ア 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- イ 汚水漏えい等の確認は定期的に行うこと。

⑤ 廃棄物保管施設

- ア 廃棄物は、都道府県が定める条例に従い、保管、処理すること。
- イ 廃棄物は、その廃棄物の種類ごとに適した収納容器に入れ、保管、処理すること。
- ウ 施設は、整理・整頓されていること。
- エ 清掃は、定期的に行うこと。

⑥ 付帯施設・設備

ア 手洗い設備

- (ア) 石鹸、消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 手洗い消毒設備の清掃は、毎日行うこと。

イ 給水設備

- (ア) 井戸水を使用する場合は、年1回以上水質検査(色、臭い、細菌検査等)を実施すること。
- (イ) 貯水槽は、年1回以上、清掃すること。
- (ウ) 野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

ウ排水設備

- (ア) 排水溝は、悪臭が感じられないように努めていること。
- (イ) 排水溝は、定期的に清掃すること。

エ 照明設備

- (ア) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まっていないか、肉眼的に確認すること。
- (イ) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- (ウ) 照明灯は、毎日機能していることを確認すること。

才 換気、空調装置

- (ア) 換気装置を有する施設においては、換気が正常に機能していること。
- (イ) 空調装置を有する施設においては、空調が正常に機能していること。
- (ウ) 換気装置、空調装置に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。

カ 防虫、防鼠設備

- (ア) 施設の敷地内は、ネズミ、衛生害虫などの発生、生息、繁殖の原因となるものがないように努めること。
- (イ) ネズミ、衛生害虫などの発生源を発見した場合は、直ちに、発生源を除去すること。

キ 作業員更衣室、休憩室、浴室及びシャワー室

- (ア) 更衣室等は、整理・整頓されていること。
- (イ) 清掃は、定期的に行うこと。

ク トイレ

トイレは、整理・整頓されていること。

ケ 踏み込み消毒槽

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒槽の清掃は、定期的に行うこと。
- (エ) 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

コ 車両消毒設備

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。

- (ウ) 消毒設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

(2)機械・器具の保守及び衛生管理

① 給餌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

② 給水器

- ア 保守管理後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適官、行うこと。

③ 飼料攪拌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

④ 消毒器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

(3) 洗浄・消毒プログラム

清掃・洗浄・消毒プログラムでは、施設・設備・器具のすべての部分が、適切に、かつ確実に、洗浄・消毒されるように、洗浄・消毒の手順、方法、頻度及び必要である場合にはモニタリングの方法を明確にしていなければならない。洗浄・消毒プログラムには洗浄・消毒に用いる装置・器具も含まれなければならない。

洗浄・消毒プログラムを文書化する場合には、少なくとも以下の事項が含まれていること。

- ① 洗浄・消毒する施設(又は設備、器具)
- ② 作業責任者
- ③ 洗浄・消毒に用いる資器材(消毒薬は薬品名及び適正濃度とその調整法)
- ④ 洗浄・消毒の手順、方法及び頻度
- ⑤ モニタリングの方法
- ⑥ 記録を必要とする場合は、記録用紙や記録の方法、記録付けの担当者、記録の保管期

(4) 衛生動物・野生動物の駆除・防除

① 衛生動物・野生動物の駆除

- ア 牛舎周辺の野鳥、野牛動物の死骸、排せつ物等は除去し、周辺を消毒すること。
- イ 牛舎及び牛舎周辺に生息する野生動物を把握した駆除プログラムができていること。
- ウ ネズミ、衛生害虫などの侵入を確認する方法を定め、その駆除の方法・手順が明確に 文書化され、実施したことが記録されていること。
- エ 殺虫剤等を散布・配置する場合、隣接した牛舎への飛散を考慮して行うこと。

オ 殺虫剤等を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、担当者名を 記録すること。

② 衛生動物の防除

- ア 牛舎周辺の環境が整備されていること。
- イ 牛舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫などを防ぐ構造に努めて いること。
- ウ 各施設の吸気口、排気口にネット等を備え、ネズミ等が侵入しない構造になっている こと。
- エ 牛舎内、牛舎周辺にネズミ等の衛生上問題となる動物が確認されないように努めること。
- オ 施設・設備に破損等がないように努め定期的に保守・点検すること。

(5) 廃棄物 (敷料・糞、死体) の取り扱い

① 糞・敷料

- ア 堆肥保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 汚水が地下浸透しないような構造であること。
- ウ 雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。
- エ 悪臭や衛生害虫が発生しないように努めていること。
- オ 定期的な保守点検が行われていること。
- カ 良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。
- キ 敷料を廃棄する場合は、適切に処理されていること。
- ク 堆肥流通の確保に努めていること。

② 死亡牛

- ア 保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
- ウ腐敗しないよう保管されていること。
- エ 保管施設は、定期的に清掃・消毒されていること。
- オ 死亡牛は、適切に処理されていること。
- カ 96 ヵ月齢以上の死体については届出を行い、家畜保健衛生所の指示等に基づき、適正 に処理されていること。

(6) 効果的なモニタリング

- ① 上記の保守管理及び洗浄・消毒プログラムでは、モニタリングの方法、頻度、記録付け の方法及び担当者、責任者が明確にされていること。
- ② モニタリング記録の見直しの手順、方法を明確にし、見直しの結果は、施設の保守衛生管理責任者に報告すること。

3. 原材料(素畜、飼料、使用水等)

(1) 供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明

- ① 供給者とは、予測される危害と受入れ後の取扱い及び供給側における受入れ前の取り扱い について、定期的に情報の提供を受けるとともに、危害の最小化に向けての供給者との協力 関係を明らかにしておくこと。
- ② 素牛の品種、特徴・特性及び供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。
- ③ 飼料及び主要な薬剤・消毒剤などについては、個々の原料ごとに、それらの特徴・特性及 び供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。

(2) 素畜、飼料等の受入れ要件と管理

① 導入牛の受け入れ

- ア 導入元農場の衛生管理状況を適切に把握すること。
- イ 個体識別番号及び移動記録を確認すること。
- ウ 導入牛は、臨床的に異常がないこと。
- エ 導入牛を輸送する車両は、あらかじめ洗浄・消毒が実施されていること。
- オ 輸送時及び到着時の運搬車両の車内が適切な環境であること。
- カ 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- キ 導入牛は隔離施設に搬入し、一定期間隔離飼養すること。

② 飼料等の受け入れ

- ア 飼料タンク又は飼料庫は、飼料搬入前、又は定期的に清掃されていること。
- イ 特定添加物等の入った配合飼料と無薬飼料を運搬する場合、運搬車両は、区別又は交 差汚染防止対策がされていること。
- ウ 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- エ 飼料の外観、色、風味及び品質に異常がないこと。
- オカビの発生、異物が認められないこと。
- カ 搬入する飼料(飼料原料)は、飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長)の別紙2に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターよる適合確認を受けた事業場(以下「GMP適合確認事業場」という。)であって、サルモネラ等について適正な衛生管理対策が行われている事業場に由来するものであること。GMP適合確認事業場由来でない場合は、サルモネラ等の検査を定期的に実施している工場由来の飼料で、事前の取り決めに従い検査結果の提示を受けていること。
- キ 飼料、飼料添加物の受入れ記録を保管すること。
- ク 配合されている飼料添加物又は飼料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握していること。

③ 飼料等の保管・給餌

ア 飼料の購入計画について決定されていること。

- イ 飼料保管施設及びその周辺を定期的に清掃・消毒すること。
- ウ 飼料保管施設内におけるネズミ等、衛生動物の侵入防止対策に努めていること。
- エ 飼料は、適切に保管され、定期的に品質の劣化、カビ等の発生がないかどうか点検すること。
- オ 飼料を給与する前に、飼料に異常がないことを確認すること。
- カ 飼料給与に使用する器具・器材は、清潔なものを使用すること。

④ 畜産資材(薬剤・敷料)の受け入れ・保管

ア 薬剤

- (ア) 保管庫は、牛の飼養場所と隔離されていること。
- (イ) 保管庫は、整理・整頓されていること。
- (ウ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- (エ) 包装等に異常がないこと。
- (オ) 低温保管品は、適切に保管冷蔵されていること。
- (カ) 購入薬剤の有効期限が十分に確保されていること。
- (キ) 成分、分量、使用方法等を確認すること。
- (ク) 要指示薬については、指示書内容の薬品と数量が一致していることを確認すること。
- (ケ) 入出庫の記録簿を完備し適切な在庫管理ができていること。

イ 敷料

- (ア) 保管庫は、搬入前に清掃されていること。
- (イ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- (ウ) 敷料の外観、色及び品質に異常がないこと。
- (エ) 異物等が認められないこと。
- (オ) 敷料にはカビの発生が認められないこと。
- (カ) 微生物検査を保管状況に応じて適宜実施し、その結果を考慮して使用すること。

(3) 供給側の保管及び輸送の要件と管理

飼料、素畜、ワクチン等の薬剤及び消毒剤などについて、事前に受取り前の供給者側における保管・管理状況及び輸送の方法の取り決め事項を文書化しておくこと。

(4) 使用水の受入れ要件と管理

- ① 地下水を飲用水として使用する場合は、年1回以上水質検査を受け、飲用水として適していることを確認すること。
- ② ①の水質検査の結果が保管されていること。
- ③ 貯水槽(10t以上)は、年1回以上清掃されていることが記録で確認できること。

4. 肉用牛の取り扱い

(1) 危害の管理(衛生と健康管理)

① 健康管理(飼育と環境の適正管理)

(繁殖雌牛)

- ア 飼育月齢にあった飼養面積が確保され、飼養頭数は適切であること。
- イ 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- ウ 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- エ ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- オ ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- カ 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与 すること。
- キ ホルモン剤の使用に当たっては、獣医師の指示のもとに投与すること。
- ク 薬剤等を投与した牛群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、 投与牛群をマーキングすること。
- ケ 交配時の系統を明確にし、以降確実に識別可能にしていること。
- コ 分娩後の仔牛は、系統を明確にし、以降確実に識別可能にしていること。

(哺育牛)

- ア 飼育月齢にあった飼養面積が確保され、飼養頭数は適切であること。
- イ 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- ウ 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- エ ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- オ ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- カ 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与 すること。
- キ 薬剤等を投与した牛群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、 投与牛群をマーキングすること。

(育成牛)

- ア 飼育月齢にあった飼養面積が確保され、飼養頭数は適切であること。
- イ 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- ウ 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- エ ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- オ ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- カ 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与すること。
- キ 薬剤等を投与した牛群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、 投与牛群をマーキングすること。

(肥育牛)

ア 飼育月齢にあった飼養面積が確保され、飼養頭数は適切であること。

- イ 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- ウ 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- エ ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- オ ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- カ 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与 すること。
- キ 薬剤等を投与した牛群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、 投与牛群をマーキングすること。

② 衛生管理

ア 給餌、出荷前の餌切り

飼料の給餌及び出荷前の餌切りは適切なプログラムによって実施されていること。

イ 飼育環境

- (ア) 飼育期間中、個体識別ができるようになっていること。
- (イ) 飼育密度が適正に保たれ、牛の健康を阻害しない飼育条件になっていること。

ウ薬剤投与

- (ア) ワクチン接種は、獣医師の指示によりプログラムに従って接種され、伝染病の発生 防止に備えていること。
- (イ) 要指示薬等の投与は、獣医師の指示により行われていること。

工 分娩、去勢、削蹄、除角

- (ア)分娩は、手順化され衛生的に実施され、必要に応じて獣医師の指示のもとで行われていること。
- (イ) 去勢、削蹄、除角は、衛生的に実施され、必要に応じて獣医師の指示のもとで行われていること。

オ 毎日の管理

- (ア) 牛舎は、毎日衛生的に管理されていること。
- (イ) 牛の健康状態を毎日確認し、健康管理に努めていること。
- (ウ) 日常的に使用する器具、機器は、清潔に保たれていること。
- (エ) 見回り作業(巡回作業)は、監視・測定する項目を明確にし、異常時には直ちに処置を行うこと。
- (オ) 牛の異常及び異常な斃死を確認した場合については届出を行い、家畜保健衛生所の 指示等に基づき、適正に処理されていること。
- (カ) 斃死については、毎日記録し、残存状況が確認できること。
- (キ) 死亡牛の有無を毎日確認し、産業廃棄物処理業者と連携し、速やかに処置すること。

③ 獣医師等による指導

定期的に担当の獣医師又は診療施設から牛の健康管理について指導を受けること。また、指導内容が記録・保管されていること。

(2) 生産時の保守管理及び人の衛生

- ① 飼育期間中の温度・湿度は、日常的に健康状態を確認しながら、適切に管理されていること。
- ② 飼育者は、清潔に注意して飼育作業に臨んでいること。旅行や他の農場を訪問したときには、適正な検疫期間(ダウンタイム)を守り、病原体の持ち込み防止に努めること。

(3) 文書化及び記録

- ① 文書化を必要とする文書を明確にし、確実に文書化すること。文書は少なくとも1回/ 年の見直しを行い、必要に応じて更新し、常に最新版が利用できるようになっていること。
- ② 記録付けを必要とする記録を明確にし、記録用紙を定め、確実に記録付けを行うこと。 記録ごとに保管期間等を明確にし、劣化しないように管理されていること。保管期間は、 法令に定められているものについては、これに従うこと。
- ③ その他、文書化及び記録については、第 I 部第 7 章の 2 の文書、記録に関する要求事項 を満たすこと。

(4)回収・処置手順

出荷先(と畜場、加工場等)と話し合い、回収・処置の手順・方法を確立し、文書化し、保持し、更新すること。出荷先に規定がある場合は、それに従うこと。

5. 出荷牛の運搬

(1) 車両及びコンテナの必要条件

- ① 出荷牛の運搬に使用する車両やコンテナは、出荷牛を汚染させないように設計され、適切な清浄性を保ち、洗浄できるような構造であること。
- ② 運搬を外部に委託する場合は、清潔で衛生的に運搬できるよう事前に必要事項を取り決め、文書化しておくこと。

(2) 車両及びコンテナの保守管理

- ① 出荷に必要な車両やコンテナの保守・衛生管理の手順を明確にし、文書化し、保持し、 更新し、実施の記録が保持されていること。外部に委託する場合は、実施記録を確認する こと。
- ② 施設は、車両を消毒する消毒槽、車両全体を消毒する噴霧装置を有していること。
- ③ 消毒液は、適正な濃度が維持されていること。

(3) 出荷牛の衛生管理

- ① 出荷牛は、臨床的に異常が認められないこと。
- ② 注射針残留牛及び残留可能性牛は、マーキングされていること。
- ③ 投薬経歴のある牛は、休薬期間を過ぎたものであること。
- ④ 出荷牛の体表が汚れていないこと。
- ⑤ 車両消毒施設の準備ができていること。
- ⑥ 出荷に使用する車両は、事前に洗浄・消毒されていること。
- ⑦ 衛生的な方法で輸送されること。

6. 出荷牛に関する情報及び出荷先の意識

(1) 出荷先からの情報収集

あらかじめ、出荷先と協議して、相互のコミュニケーション方法を取り決めておくなど情報収集に努めるとともに、出荷先からの適正な要望事項については改善に努めるなど適切に対応すること。

(2) 出荷先への情報提供と出荷先の意識

出荷先に対して適正な扱いに係る情報及び群(及び個体)の判定が容易にできるように以下の情報を提供すること。一方、出荷(処理)業者はこれらの情報を正しく理解し、病原菌の保菌や感染を防止するような衛生上の十分な知識を持つこと。

- ① 飼育舎の構造 (飼育舎の構造は図面で示されていること)
- ② 素畜業者名
- ③ 品種及び系統(群の識別)
- ④ 素畜導入年月日及び飼育期間
- ⑤ 出荷頭数
- ⑥ 疾病及び事故の履歴
- ⑦ 薬剤(ワクチンを含む)投与の履歴
- ⑧ 注射針残留牛及び残留可能性牛情報

7. 従事者の衛生と安全

(1) 牛舎内で従事する者

① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。作業に従事する上での安全を確保する器具(ヘルメット、安全靴、手袋、ゴーグル等)を常備していること。

② 従事者の清潔

- ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。
- (ア) 牛舎に出入りするとき
- (イ) 糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 牛体(死亡牛を含む) に接触したとき
- (工) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、牛舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、牛舎毎に履き替えるか、牛舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。

- オ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(2) 肉用牛の搬入に従事する者

① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

② 従事者の清潔

- ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。
- (ア) 牛舎に出入りする時
- (イ) 糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時
- (ウ) 牛体(死亡牛を含む) に接触した時
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、牛舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、牛舎毎に履き替えるか、牛舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- オ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(3) 肉用牛の搬出に従事する者

① 従事者の健康

搬出担当者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

② 従事者の清潔

- ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。
- (ア) 牛舎に出入りするとき
- (イ) 糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 牛体(死亡牛を含む) に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、牛舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用す

ること。

- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、牛舎毎に履き替えるか、牛舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- オ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(4) 外来者の衛生

上記(1)~(3)を基本に、立入り場所、活動の内容を考慮して、外来者が守るべき規約を定め、外来者に周知すること。

8. 従事者の教育・訓練

(1) 衛生意識及び責任感

肉用牛生産従事者は、牛肉の生産にあたっているという認識のもと、衛生管理の維持、向上のために、衛生的な飼養管理を行う心構えとその方法、家畜衛生に関する基礎知識などを理解するための教育・訓練を受けなければならない。

(2) 教育・訓練プログラム

① 従事者

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論
- ウ 施設、設備の構造と一般的衛生管理
- エ 農場で起こりうる家畜衛生上の具体的危害とその防止方法
- オ HACCPの概論

(畜産物生産過程に係る危害、危害の発生要因、防止措置、モニタリング方法、是正措 置、検証方法及び記録文書に関する概論)

- カ 肉用牛、飼料、器具器材等の衛生的取扱い方
- キ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理

② アルバイト

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
- ウ 各作業における一般的衛生管理マニュアルの習得

(3) 研修及び管理(教育効果の確認)

教育訓練の効果を測る評価基準を明確にし、研修後に効果を評価し、記録すること。

(4) 再教育・訓練

研修後の研修効果確認において、所定の効果が認められない場合は、再教育・訓練を行う こと。

9. 重要管理事項

牛の健康管理、抗菌性物質等薬物の残留、注射針の残留に関わる衛生管理は、安全で品質の 高い畜産物を生産するための基本となる。

以下の(1)から(3)の要求事項を確実に満さなければならない。

(1) 牛の健康管理に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 臨床的な健康状況のチェック基準を明確にし、文書化していること。
- イ 異常牛確認の手順・方法、判定基準を明確にし、文書化していること。
- ウ 異常牛の隔離、治療、淘汰の手順・方法、判断基準を明確にし、文書化していること (獣医師の指示の厳守が含まれていること)。

② 検証

- ア 異常牛の隔離、治療、淘汰記録の確認
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 病性鑑定書の確認

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第I部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(2) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 抗菌性物質等薬物投与及び中止の手順・方法を確立し、文書化していること (獣医師 の指示の厳守が含まれていること)。
- イ 投与の記録を保持すること。
- ウ マーキングの方法を定め、文書化していること。
- エ 隔離の基準を明確にし、文書化していること。
- オ 目視検査等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。

② 検証

- ア マーキングの実施状況(徹底されていること)
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 投薬記録の確認
- エ 残留検査の結果の記録

③ 文書化及び記録

ア 文書は、保持し、更新されなければならない。

イ 文書、記録は、第I部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(3) 注射針の残留に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 予防、治療などに用いた注射針管理の手順・方法を確立し、文書化していること (獣 医師の指示の厳守が含まれていること)。
- イ 接種の記録を保持すること。
- ウ 注射針残留個体及び残留可能性個体については、マーキングの方法を定め、文書化していること。
- エ 隔離、識別の基準を明確にし、文書化していること。
- オ 目視確認等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。
- カマーキングの実施報告が徹底されていること。
- キ 獣医師の指示書の確認
- ク 接種記録の確認
- ケ 残留確認結果の記録

② 検証

- ア 残留可能性牛の識別方法の確認
- イ 注射針管理状況の確認
- ウ 出荷準備時確認方法の確認

③ 文書化及び記録

- ア
 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第I部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること

第Ⅱ部 畜種別衛生管理規範 (Generic Model)

豚 編

目 次

1.	施設	との設計及び設備の要件	•		3
	(1)	施設の立地及び構造			
	(2)	施設内部のデザイン、配置及び構造			
	(3)	豚に接する装置、配置、構造			
	(4)	給餌、給水、排水とその装置			
	(5)	温度管理、空調及び換気			
	(6)	照明			
	(7)	保管庫(飼料保管庫など)			
	(8)	装置(用具など)			
	(9)	人の便所などの衛生設備			
2.	施設	と・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理	•	 •	5
	(1)	施設・設備の保守及び衛生管理			
	(2)	機械・器具の保守及び衛生管理			
	(3)	洗浄・消毒プログラム			
	(4)	衛生動物・野生動物の駆除・防除			
	(5)	廃棄物(敷料・糞、死体)の取り扱い			
	(6)	効果的なモニタリング			
3.	原材	†料(素畜、飼料、使用水等)		 •	1 0
	(1)	供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明			
	(2)	素畜、飼料等の受入れ要件と管理			
	(3)	供給側の保管及び輸送の要件と管理			
	(4)	使用水の受入れ要件と管理			
4.	豚σ	取り扱い		 •	1 3
	(1)	危害の管理(衛生と健康管理)			
	(2)	生産時の保守管理及び人の衛生			
	(3)	文書化及び記録			
	(4)	回収・処置手順			
5.	出荷	汀豚の運搬		 •	18
	(1)	車両及びコンテナの必要条件			
	(2)	車両及びコンテナの保守管理			
	(3)	出荷豚の衛生管理			
6.	出荷	「豚に関する情報及び出荷先の意識			18
	(1)	出荷先からの情報収集			
	(2)	出荷先への情報提供と出荷先への意識			
7.	従事	著者の衛生と安全			19
	(1)	豚舎内で従事する者			

(2) 豚の搬入に従事する者	
(3) 豚の搬出に従事する者	
(4) 外来者の衛生	
8. 従事者の教育・訓練	20
(1) 衛生意識及び責任感	
(2) 教育・訓練プログラム	
(3) 研修及び管理(教育効果の確認)	
(4) 再教育・訓練	
9. 重要管理事項	21
(1) 豚の健康管理に関わる要求事項	
(2) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項	
(3) 注射針の残留に関わる要求事項	
(4) 右宝池仕場の毘骨汚沈に関わる亜最重頂	

1. 施設の設計及び設備の要件

- (1) 施設の立地及び構造
 - ① 施設の立地環境

ア 立地

- (ア) 施設の周囲に悪臭、煙、塵埃の発生源がない場所であること。
- (イ) 上水道、井戸水が十分に受給できる場所であること。
- (ウ) 排水処理が適切にできる場所であること。

イ 周囲

- (ア) 施設の周囲の敷地は、水が溜まりにくいように、また塵埃が発生しにくいように、 整地されていること。
- (イ) 施設の敷地内は、整理、整頓されていること。
- (ウ) 家畜の死体の埋却の用に供する土地又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設を 確保すること。埋却地等の確保が困難な場合は、農場が所在する都道府県の求める措 置を実施すること。

② 施設(又は設備)の構造

- ア 施設は、豚の飼育に適した配置になっていること。
- イ 豚舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ウ 豚舎、飼料保管施設、糞尿処理施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛 生害虫等を防ぐ構造であること。
- エ 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- オ 堆肥保管施設は、堆肥を雨、風等から防ぐもので覆われていること。
- カ 糞尿処理施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設の床は、不浸透性の材質のものである こと。

③ 付帯施設・設備

- ア 洗浄剤、殺菌剤、薬剤保管設備
- (ア) 設備は、直射日光の当たらない場所に設置すること。
- (イ) 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られていること。
- イ 冷蔵保管設備

設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られており、かつ、温度管理ができる設備であること。

ウ 踏み込み消毒槽

靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。

工 車両消毒設備

タイヤ、タイヤハウス、車両表面が消毒できる設備であること。

オ 豚舎、飼料保管庫、堆肥保管施設、死体保管庫等に野鳥等の野生動物が侵入できないように、防鳥ネット等で工夫するとともに、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合には遅滞なく修繕されていること。

(2) 施設内部のデザイン、配置及び構造

- ① 豚が健全で衛生的に飼養されるよう適切にデザインされていること。
- ② 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ③ 床は、十分な排水が可能であるように作られていること。
- ④ 施設内の設備、装置は、豚の安全が保たれるように配置され、あるいは適切に保護されていること。
- ⑤ 換気調整が可能であること。
- ⑥ オガ屑等を利用した豚舎(以下「オガ屑豚舎」という。)については、糞尿が地下に浸 透しない床面構造であること。

(3) 豚に接する装置、配置、構造

- ① 壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られていること。
- ② 床は、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ オガ屑豚舎では、使用するオガ屑等の安全性と品質が適切で、床面は良好な状態に維持管理できる構造になっていること。

(4) 給餌、給水、排水とその装置

- ① 給餌設備は、適切な給餌が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ② 給水設備は、適切な給水が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 給水設備、貯水槽は、不浸透性の材質で造られていること。
- ④ 井戸水(飲料不適)を使用する場合は、消毒(浄化)装置が備えられていること。
- ⑤ 排水設備、浄化設備は、汚水を処理するのに十分な機能と能力を有していること。
- ⑥ 排水溝は、平滑に造られているか、または清掃しやすいように造られていること。
- ⑦ 排水溝は、排水があふれない幅及び深さを有すること。
- ⑧ 排水溝の外への出口には、ネズミ、衛生害虫等の侵入を防ぐため、網等が備えられていること。
- ⑨ オガ屑豚舎では、給水器から排水や漏水がオガ屑等にかからない構造になっていること。

(5) 温度管理、空調及び換気

- ① 換気装置、空調装置は、これらの装置を設置した施設で必要とされる能力を有すること。
- ② 豚舎内の適切な場所に温度計を設置し、豚舎内の温度が確認でき、温度管理が適切にできるようにすること。

(6) 照明

照明灯は、豚舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設、精液処理室(AI室)、トイレ及び作業 員更衣室において、作業に適する適度な照度が保持される照明装置を設置していること。

(7) 保管庫(飼料保管庫など)

- ① 保管庫は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ② 保管庫は、ネズミ、衛生害虫等を防ぐ構造であること。
- ③ 保管庫は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ④ 保管庫の壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られて、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。

(8) 装置 (用具など)

- ① 機械・器具は、その用途に適した材質であること。
- ② 機械・器具は、破損しにくい材質のものであること。
- ③ 機械・器具の部品は、容易に脱落しないよう保持されていること。

(9) 人の便所などの衛生設備

① トイレ

トイレには、手洗い及び消毒設備が備えられていること。

② 作業員更衣室

- ア 天井、内壁、床は、塵埃が堆積しにくいように、平滑に仕上げられていること。
- イ 更衣室は、各作業員の作業服、靴、帽子等が収納できる設備を有していること。

2. 施設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理

(1) 施設・設備の保守及び衛生管理

① 衛生管理区域

- ア 衛生管理区域とそれ以外の区域が柵等によって明確に分けられていること。
- イ 防護柵その他の必要な措置により、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止するとと もに、防護柵等の破損状況を定期的に確認し、遅滞なく修繕すること。また、防護柵周 囲の除草等を適切に行うこと。
- ウ 看板の設置等により必要のない者を立ち入らせないこと。
- エ 出入口に専用の衣服及び靴並びに手指の消毒設備を設置すること。
- オ 出入口に車両の消毒設備を設置し、消毒液を常に適正濃度に保つとともに、車内における交差汚染を防止する措置を講ずること。
- カ 敷地を定期的に消毒すること。
- キ 愛玩動物の持込み及び飼育をしないこと。

② 豚舎

- ア 豚舎内及び豚舎の周辺を整理し、清掃していること。
- イ 塵埃、糞など廃棄物を適切に保管・処理していること。
- ウ 塵埃、クモの巣等がないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ清掃は、毎日行うこと。
- カ 出入口付近に手指の消毒設備又は畜舎ごとの専用の手袋を設置すること。
- キ 出入口付近に踏み込み消毒槽を設置すること。
- ク 畜舎ごとの専用の靴を設置すること。
- ケ 屋根や壁に破損がある場合には、遅滞なく修繕すること。

③ 飼料保管施設

- ア 飼料の搬入に当たっては、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- イ 施設は整理・整頓されていること。

- ウ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ清掃は、定期的に行うこと。
- カ 飼料タンクは、定期的に点検していること。

④ 堆肥保管施設

- ア 豚糞処理施設がある場合は、処理施設を備え、流失を防ぐこと。
- イ 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- ウ 汚水漏えい等の確認は、定期的に行うこと。

⑤ 廃棄物保管施設

- ア 廃棄物は、都道府県が定める条例に従い、保管、処理すること。
- イ 廃棄物は、その廃棄物の種類ごとに適した収納容器に入れ、保管、処理すること。
- ウ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- エ 清掃は、定期的に行うこと。

⑥ 精液処理室 (AI 室)

- ア 施設は、整理、整頓されており、清潔で異臭がないこと。
- イ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- ウ 壁、窓枠、床面は塵埃、汚れが認められたら適宜清掃すること。
- エ 清掃は毎日行うこと。
- オ 精液処理室(AI室)の出入り口には長靴の汚れを落とす水槽、及び適正濃度に調整した消毒薬を入れた消毒槽を設置し、水槽、消毒槽に汚れが認められた場合はその都度、 認められない場合でも定期的に交換すること。
- カ 換気を良くすること。
- キ 精液処理室の室温は、適正に管理されていること。

⑦ 付帯施設・設備

ア 手洗い設備

- (ア) 石鹸、消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 手洗い消毒設備の清掃は、毎日行うこと。

イ 給水設備

- (ア) 井戸水を使用する場合は、年1回以上水質検査(色、臭い、細菌検査等)を実施すること。
- (イ) 貯水槽は、年1回以上、清掃すること。
- (ウ) 野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

ウ 排水設備

- (ア) 排水溝は、悪臭が感じられないように努めていること。
- (イ) 排水溝は、定期的に清掃すること。

エ 照明設備

(ア) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まっていないか、肉眼的に確認すること。

- (イ) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- (ウ) 照明灯は、毎日機能していることを確認すること。

才 換気、空調装置

- (ア) 換気装置を有する施設においては、換気が正常に機能していること。
- (イ) 空調装置を有する施設においては、空調が正常に機能していること。
- (ウ) 換気装置、空調装置に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。

カ 防虫、防鼠、防鳥設備

- (ア) 施設の敷地内は、ネズミ、衛生害虫などの発生、生息、繁殖の原因となるものがないように努めること。
- (イ) ネズミ、衛生害虫などの発生源を発見した場合は、直ちに、発生源を除去すること。
- (ウ) 豚舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の野生動物が侵入できないよう に、防鳥ネット等で工夫するとともに、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合 には遅滞なく修繕されていること。

キ 作業員更衣室、休憩室、浴室及びシャワー室

- (ア) 更衣室等は、整理・整頓されていること。
- (イ) 清掃は、定期的に行うこと。

ク トイレ

トイレは、整理・整頓されていること。

ケ 踏み込み消毒槽

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒槽の清掃は、定期的に行うこと。
- (エ) 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

コ 車両消毒設備

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

サ 除糞設備

- (ア) ベルトを有する施設においては、除糞ベルト又はエアーダクトが正常に機能していること。
- (イ) スクレッパーを有する施設においては、除糞スクレッパーが正常に機能していること。
- (ウ) 除糞設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

シ 豚糞処理設備

- (ア) 豚糞処理は、計画的に行われていること。
- (イ) ブロアーを有する設備は、適度な空気量を確認し、計画的に搬入し、効果的な切り

返しが行われていること。

- (ウ) 攪拌式処理設備は、計画的に豚糞を搬入し、正常に機能していること。
- (エ) 焼却式処理設備は、計画的に豚糞を搬入し、正常に機能していること。
- (オ) 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- (カ) 汚水の漏出等の有無を定期的に確認すること。
- (キ) 汚水の漏出等を確認した者は、記録すること。

(2)機械・器具の保守及び衛生管理

給餌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

② 給水器

- ア 保守管理後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

③ 飼料攪拌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

消毒器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

⑤ 精液処理室(AI室)

- ア 恒温器は、定期的に点検整備を行い、その記録を所定の期間保管すること。
- イ 恒温器は、所定の温度に制御でき、その状態を外部からモニタリングできるものであること。
- ウ 恒温器の温度計は、定期的に校正していること。
- エ 精液採取、精製に関わる器具は、洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- オ 精液採取、精製に関わる器具は、修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- カ 希釈剤、抗菌剤等の薬剤は、規定に従い保管されていること。
- キ AI 室の室内温度は、適切に維持されていること。

(3) 洗浄・消毒プログラム

清掃・洗浄・消毒プログラムでは、施設・設備・器具のすべての部分が、適切に、かつ確実に、洗浄・消毒されるように、洗浄・消毒の手順、方法、頻度及び必要である場合にはモニタリングの方法を明確にしていなければならない。洗浄・消毒プログラムには洗浄・消毒

に用いる装置・器具も含まれなければならない。

洗浄・消毒プログラムを文書化する場合には、少なくとも以下の事項が含まれていること。

- ① 洗浄・消毒する施設(又は設備、器具)
- ② 作業責任者
- ③ 洗浄・消毒に用いる資器材(消毒薬は薬品名及び適正濃度とその調整法)
- ④ 洗浄・消毒の手順、方法及び頻度
- ⑤ モニタリングの方法
- ⑥ 記録を必要とする場合は、記録用紙や記録の方法、記録付けの担当者、記録の保管期間

(4) 衛生動物・野生動物の駆除・防除

① 衛生動物・野生動物の駆除

- ア 豚舎周辺の野鳥等の野生動物の死骸、排せつ物等は除去し、周辺を消毒すること。
- イ 豚舎及び豚舎周辺に生息する野生動物を把握した駆除プログラムができていること。
- ウ ネズミ、衛生害虫等の衛生動物の侵入を確認する方法を定め、その駆除の方法・手順 が明確に文書化され、実施したことが記録されていること。
- エ 殺虫剤等を散布・配置する場合、隣接した豚舎への飛散を考慮し行うこと。
- オ 殺虫剤等を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、担当者名を 記録すること。

② 衛生動物の防除

- ア 豚舎周辺の環境が整備されていること。
- イ 豚舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫などを防ぐ構造に努めて いること。
- ウ 各施設の吸気口、排気口にネット等を備え、ネズミ等が侵入しない構造になっている こと。
- エ 豚舎内、豚舎周辺にネズミ等の衛生上問題となる動物が確認されないように努めること。
- オ 豚舎通路への飼料、飲水の飛散がないこと。飼料については、豚房内でも給餌器から こぼれ出ないようにすること。
- カ 施設・設備に破損等がないように努め、定期的に保守・点検すること。
- キ 豚糞は、適切に処理され、乾燥していること。

(5) 廃棄物 (敷料・糞、死体) の取り扱い

① **糞・敷料**

- ア 堆肥保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 汚水が地下浸透しないような構造であること。
- ウ 雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。
- エ 悪臭や衛生害虫が発生しないように努めていること。
- オ 定期的な保守点検が行われていること。
- カ 良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。
- キ 敷料を廃棄する場合は、適切に処理されていること。

ク 堆肥流通の確保に努めていること。

② 死亡豚

- ア 保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
- ウ腐敗しないよう保管されていること。
- エ 保管施設は、定期的に清掃・消毒されていること。
- オ 死亡豚は、適切に処理されていること。
- カ 異常な斃死については、届出を行い、家畜保健衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。

(6) 効果的なモニタリング

- ① 上記の保守管理及び洗浄・消毒プログラムでは、モニタリングの方法、頻度、記録付けの方法及び担当者、責任者が明確にされていること。
- ② モニタリング記録の見直しの手順、方法を明確にし、見直しの結果は、施設の保守衛生管理責任者に報告すること。

3. 原材料(素畜、飼料、使用水等)

(1) 供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明

- ① 供給者とは、予測される危害と受入れ後の取扱い及び供給側における受入れ前の取り扱いについて、定期的に情報の提供を受けるとともに、危害の最小化に向けての供給者との協力関係を明らかにしておくこと。
- ② 素豚の品種、特徴・特性及び供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。
- ③ 飼料及び主要な薬剤・消毒剤等については、個々の原料ごとに、それらの特徴・特性及 び供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。

(2) 素畜、飼料等の受入れ要件と管理

① 導入豚の受け入れ

ア 導入豚の準備

(ア) 隔離施設の準備

導入豚収容施設は、前回の導入豚をオールアウトした後、清掃、消毒を済ませておくこと。

(イ) 設備・器材の点検

柵、給餌器、給水器、換気扇、扇風機、電気系統、発電器機械設備等

- (ウ) 畜産資材の確認
 - 飼料、ワクチン、薬品及び投与器具類の数量
- (エ) 給餌器・給水器の準備
 - 給餌器

給餌器内は、洗浄・消毒されていること。

給水器

給水器は、洗浄、点検され、給水可能であること。

イ 導入豚到着日の豚舎内環境等の点検・確認

(ア) 温度管理

舎内温度が適切に保たれていること。

(イ) 湿度管理

舎内湿度が適切に保たれていること。

(ウ) 給水管理

給水設備に水が到達していること。

ウ 導入時の健康・衛生管理

- (ア) 導入元農場の衛生管理状況を適切に把握すること。
- (イ) 個体識別又は豚群の移動記録を確認すること。
- (ウ) 導入豚は、臨床的に異常がないこと。
- (エ) 導入豚を輸送する車両は、あらかじめ洗浄・消毒が実施されていること。
- (オ) 輸送時及び到着時の運搬車両の車内が適切な環境であること。
- (カ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- (キ) 導入豚は、隔離施設に搬入し、一定期間隔離飼養すること。

② 精液の受け入れ・保管

- ア 購入元の取扱い及び衛生管理状況を適切に把握すること。
- イ 輸入元又は系統記録を確認すること。
- ウ 輸送時の精液は、適切な温度管理が行われていること。
- エ 受け入れ後の保管は、適切な温度管理が行われていること。

③ 飼料等の受け入れ

- ア 飼料タンク又は飼料庫は、飼料搬入前又は定期的に清掃されていること。
- イ 特定添加物等の入った配合飼料と無薬飼料を運搬する場合、運搬車両は、区別又は交 差汚染防止対策がされていること。
- ウ 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- エ 飼料の外観、色、風味及び品質に異常がないこと。
- オカビの発生、異物が認められないこと。
- カ 搬入する飼料(飼料原料)は、飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知)の別紙2に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターよる適合確認を受けた事業場(以下「GMP適合確認事業場」という。)であって、サルモネラ等について適正な衛生管理対策が行われている事業場に由来するものであること。GMP適合確認事業場由来の飼料でない場合は、サルモネラ等の検査を定期的に実施している工場由来の飼料であって、事前の取り決めに従い検査結果の提示を受けていること。
- キ 飼料、飼料添加物の受入れ記録を保管すること。
- ク 配合されている飼料添加物又は飼料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握しているこ

と。

④ 飼料等の保管・給餌

- ア 飼料の購入計画について決定されていること。
- イ 飼料保管施設及びその周辺を定期的に清掃・消毒すること。
- ウ 飼料保管施設内におけるネズミ等、衛生動物の侵入防止対策に努めていること。
- エ 飼料は、適切に保管され、定期的に品質の劣化、カビ等の発生がないかどうか点検すること。
- オビタミンプレミックス等の添加物(剤)等は、指定された保管方法で保存すること。
- カ 飼料を給与する前に、飼料に異常がないことを確認すること。
- キ 飼料給与に使用する器具・器材は、清潔なものを使用すること。

⑤ 畜産資材(薬剤・敷料)の受け入れ・保管

ア薬剤

- (ア) 保管庫は、豚の飼育場所と隔離されていること。
- (イ) 保管庫は、整理・整頓されていること。
- (ウ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- (エ) 包装等に異常がないこと。
- (オ) 低温保管品は、適切に保管冷蔵されていること。
- (カ) 購入薬剤の有効期限が十分に確保されていること。
- (キ) 成分、分量、使用方法等を確認すること。
- (ク) 要指示薬については、指示書内容の薬品と数量が一致していることを確認すること。
- (ケ) 入出庫の記録簿を完備し適切な在庫管理ができていること。

イ敷料

- (ア) 保管庫は、搬入前に清掃されていること。
- (イ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- (ウ) 敷料の外観、色及び品質に異常がないこと。
- (エ) 異物等が認められないこと。
- (オ) 敷料にはカビの発生が認められないこと。
- (カ) 微生物検査を保管状況に応じて適宜実施し、その結果を考慮して使用すること。
- (キ)オガ屑豚舎で使用するオガ屑等は、原料となる木材の由来等に留意して用いること。

(3) 供給側の保管及び輸送の要件と管理

飼料、素豚、ワクチン等の薬剤及び消毒剤等について、事前に受取り前の供給者側における保管・管理状況及び輸送の方法の取り決め事項を文書化しておくこと。

(4) 使用水の受入れ要件と管理

- ① 地下水を飲用水として使用する場合は、年1回以上水質検査を受け、飲用水として適していることを確認すること。
- ② ①の水質検査の結果が保管されていること。
- ③ 貯水槽(10t以上)は、年1回以上清掃されていることが記録で確認できること。

4. 豚の取り扱い

(1) 危害の管理(衛生と健康管理)

① 健康管理

ア 飼育と環境の適正管理

(雌)

- (ア) 飼育日齢にあった飼養面積が確保され、飼養頭数は適切であること。
- (イ) 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- (ウ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- (エ) 哺乳中の母豚給水量として、設置している給水設備は、十分な水量が確保できる こと。
- (オ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- (カ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種をすること。
- (キ) 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに 投与すること。
- (ク) ホルモン剤の使用に当たっては、獣医師の指示によって投与すること。
- (ケ)薬剤等を投与した繁殖豚は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を 記録し、個体識別管理を含め、対象豚カード等で明確にしておくこと。
- (コ) 交配時の系統を明確にし、記録し、以降確実に識別可能にしていること。
- (サ)分娩舎への移動は、ゆとりある分娩を行うため、少なくとも一週間前までの移動 に努めること。
- (シ) 分娩時間は、母豚、子豚の負担が最小限になるよう努めること。
- (ス) 種豚(雌) の更新は、基準が明確にされ、計画的に実施されていること。
- (セ) 更新する出荷豚及び緊急措置による出荷豚は、健康、安全性等を考慮し、充分確認した上で選別し、識別可能であること。

(雄)

- (ア) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- (イ) 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- (ウ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- (エ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- (オ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種をすること。
- (カ) 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに 投与すること。

- (キ) ホルモン剤の使用に当たっては、獣医師の指示によって投与すること。
- (ク)薬剤等を投与した繁殖豚は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を 記録し、個体識別管理を含め、対象豚カード等で明確にしておくこと。
- (ケ) 種豚(雄)の更新は、基準が明確にされ、計画的に実施されていること。
- (コ) AI 及び本交に使用する種豚(雄)は、適切な頻度を決定し、計画的に使用し、記録し、以降確実に識別可能にしていること。
- (サ) 更新する出荷豚及び緊急措置による出荷豚は、健康、安全性等を考慮し、充分確認した上で選別し、識別可能であること。

(種豚育成豚)

- (ア) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- (イ) 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- (ウ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- (エ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- (オ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種をすること。
- (カ) 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに 投与すること。
- (キ)薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、投与豚群は識別可能であること。
- (ク) 種豚選抜基準を明確にし、候補豚を決定していること。
- (ケ) 出荷豚は、健康、安全性等を考慮し、充分確認した上で選別し、識別可能である こと。

(哺乳子豚)

- (ア)分娩直後の子豚は、清潔な布又は水分吸着剤等を用い、体膜を剥がさないように 乾燥に努めること。
- (イ) 分娩後の子豚は、豚群を明確にし、以降確実に識別可能にしていること。
- (ウ) 分娩後の子豚を里子に出す場合、以降確実に豚群識別可能にしていること。
- (エ) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- (オ) 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- (カ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- (キ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- (ク) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種をすること。
- (ケ) 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに

投与すること。

(コ)薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、投与豚群が識別可能であること。

(子豚(離乳後))

- (ア) 離乳時の体重は、豚群の変動係数として基準を明確にし、以降の健康管理に活用すること。
- (イ) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- (ウ) 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- (エ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- (オ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- (カ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種をすること。
- (キ) 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに 投与すること。
- (ク)薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、投与豚群は識別可能であること。

(肥育豚)

- (ア) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- (イ) 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
- (ウ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- (エ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- (オ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種をすること。
- (カ) 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに 投与すること。
- (キ)薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、投与豚群は識別可能であること。
- (ク) 出荷する肥育豚(肉豚)は、体重、健康、安全性を考慮し、選別基準を明確にし、 充分確認した上で選別し、識別可能であること。

[自家採取精液]

- (ア) 精液採取用具は、使用後毎回洗浄・消毒・乾燥されていること。
- (イ) 精液採取用雄豚の包皮先端の毛は、短く処理しておくこと。
- (ウ) 採取前に、清潔な手袋を装着し、尿溜りを搾り出すこと。
- (エ) 採取前に、濡れタオルを絞り、種豚(雄) 下腹部の汚れを丁寧に拭き取り、その

後乾燥タオルで乾かすこと。

- (オ) 採取直前に、手指の洗浄・消毒を行い、清潔な手袋を装着し採取すること。
- (カ) 採取した精液は、直ちに活力・精子数等の検査を行うこと。
- (キ) AI 用精液の基準を明確にし、系統識別していること。
- (ク) AI 用精液の希釈基準を明確にしていること。
- (ケ) 使い捨ての精液採取器具については、再使用しないこと。
- (コ) 精液採取容器は、採取時の適正な温度を保てるようになっていること。
- (サ) 希釈精液は、適正な保存容器に分注し適正な温度で保管すること。
- (シ) 採取室の床面は、滑りにくい材質にし、偽牝台の高さは適正に調整できること。
- (ス) 精液採取室は、精液採取を実施する人の安全を考慮した構造であること。

〔購入精液〕

- (ア) 恒温器の設定温度を明確にし、管理していること。
- (イ) AI 用器具は、清潔に保たれていること。
- (ウ) 注入方法が明確にされ、実施されていること。
- (エ) AI の頻度及び注入時間を明確にし、精液の系統と種豚(雌)の識別を可能にしていること。

イ 飼料給与

- (ア) 適切な飼料設計に基づいて決定されていること。
- (イ) 農場で飼料添加物を追加する場合は、飼料内に均一に混和すること。
- (ウ) 飼料添加物等は、用法・用量どおりに給与されていること。
- (エ) 飼料給与は、1日複数回に分け、各飼育ステージの要求を満たすように努めている こと。
- (オ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。

② 衛生管理

ア 出荷前の餌切り

出荷前の餌切りは、出荷先を考慮し適切に行われていること。

イ 飼育環境

飼育密度が適正に保たれ、豚の健康を阻害しないに飼育条件になっていること。

ウ薬剤投与

- (ア) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- (イ) 導入豚にワクチン接種を行う場合は、導入元のワクチンプログラムを参考にして獣 医師の指示により接種すること。
- (ウ) 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与すること。
- (エ) 要指示薬・使用規制対象医薬品を投与した場合は、指示書、出荷制限指示書を適切

に保管する。指示書については、使用者記入欄に指示薬の使用場所・頭数など必要な情報を記載すること。

(オ) ワクチン及び抗菌性物質製剤・殺虫剤等を使用した場合、薬剤名、使用量、使用日時(期間)、使用ロット(箇所)、使用者の記録が明確であること。

エ 毎日の管理

- (ア) 豚舎は、毎日衛生的に管理されていること。
- (イ) 豚の健康状態を毎日確認し、健康管理に努めていること。
- (ウ) 日常的に使用する器具、機器は、清潔に保たれていること。
- (エ) 見回り作業(巡回作業)は、監視・測定する項目を明確にし、異常時には直ちに処置を行うこと。
- (オ) 豚の異常及び異常な斃死を確認した場合については届出を行い、家畜保健衛生所の 指示等に基づき、適正に処理されていること。
- (カ) 斃死については、毎日記録し、残存状況が確認できること。
- (キ) 死亡豚の有無を毎日確認し、産業廃棄物処理業者と連携し、速やかに処置すること。

オ 有害微生物の管理

特にサルモネラ、カンピロバクターについては、出荷先(と畜場)とのコミュニケーションを図り、効果的な対策が講じられていること。

③ 獣医師等による指導

定期的に担当の獣医師又は診療施設から豚の健康管理について指導を受けること。また、 指導内容が記録・保管されていること。

(2) 生産時の保守管理及び人の衛生

- ① 飼育期間中の温度・湿度は、日常的に健康状態を確認しながら、適切に管理されていること。
- ② 飼育者は、清潔に注意して飼育作業に臨んでいること。旅行や他の農場を訪問したときには、適正な検疫期間(ダウンタイム)を守り、病原体の持ち込み防止に努めること。

(3) 文書化及び記録

- ① 文書化を必要とする文書を明確にし、確実に文書化すること。文書は少なくとも1回/ 年の見直しを行い、必要に応じて更新し、常に最新版が利用できるようになっていること。
- ② 記録付けを必要とする記録を明確にし、記録用紙を定め、確実に記録付けを行うこと。 記録ごとに保管期間等を明確にし、劣化しないように管理されていること。保管期間は、 法令に定められているものについては、これに従うこと。
- ③ その他、文書化及び記録については、第 I 部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を満たすこと。

(4) 回収・処置手順

出荷先(と畜場)と話し合い、回収・処置の手順・方法を確立し、文書化し、保持し、更新すること。出荷先に規定がある場合は、それに従うこと。

5. 出荷豚の運搬

(1) 車両及び器具の必要条件

- ① 出荷豚の運搬に使用する車両や器具は、出荷豚を汚染させないように設計され、適切な 清浄性を保ち、洗浄できるような構造であること。
- ② 運搬を外部に委託する場合は、清潔で衛生的に運搬できるよう事前に必要事項を取り決め、文書化しておくこと。

(2) 車両及び器具の保守管理

① 出荷に必要な車両、器具の保守・衛生管理の手順を明確にし、文書化し、保持し、更新 し、実施の記録が保持されていること。

外部に委託する場合は、実施記録を確認すること。

- ② 出荷車両は、車両全体を消毒すること。
- ③ 消毒液は、適正な濃度が維持されていること。

(3) 出荷豚の衛生管理

- ① 出荷豚は、臨床的に異常が認められないこと。
- ② 注射針残留豚及び残留可能性豚は、識別し管理すること。
- ③ 投薬経歴のある豚又は豚群は、休薬期間を過ぎたものであること。
- ④ 出荷豚の体表が汚れていないように努めること。
- ⑤ 車両消毒施設の準備ができていること。
- ⑥ 出荷に使用する車両は、事前に洗浄・消毒されていること。
- ⑦ 衛生的な方法で輸送されること。

6. 出荷豚に関する情報及び出荷先の意識

(1) 出荷先からの情報収集

あらかじめ、出荷先と協議して、相互のコミュニケーション方法を取り決めておくなど情報収集に努めるとともに、出荷先からの適正な要望事項については改善に努めるなど適切に対応すること。

(2) 出荷先への情報提供と出荷先の意識

出荷先に対して適正な扱いに係る情報及び群(及び個体)の判定が容易にできるように以下の情報を提供すること。一方、出荷(処理)業者はこれらの情報を正しく理解し、病原菌の保菌や感染を防止するような衛生上の十分な知識を持つこと。

- ① 飼育舎の構造(飼育舎の構造は図面で示されていること)
- ② 素畜業者名
- ③ 品種及び系統(群の識別)
- ④ 素畜導入年月日及び飼育期間
- ⑤ 出荷頭数
- ⑥ 疾病及び事故の履歴

- (7) 薬剤(ワクチン含む)投与の履歴
- ⑧ 注射針残留豚及び残留可能性豚情報

7. 従事者の衛生と安全

(1) 豚舎内で従事する者

① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。作業に従事する上での安全を確保する器具(ヘルメット、安全靴、手袋、ゴーグル等)を常備していること。

② 従事者の清潔

- ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。
- (ア) 豚舎に出入りするとき
- (イ) 豚糞・敷き料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 豚体 (死亡豚含む) に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、豚舎ごとに衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 履物は、豚舎ごとに履き替えること。
- オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するとき専用の場所で行うこと。
- カーその他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(2) 豚の搬入に従事する者

① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 豚舎に出入りするとき
- (イ) 豚糞・敷き料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 豚体(死亡豚含む) に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、豚舎ごとに衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着等、長靴を着

用すること。

- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 履物は、豚舎ごとに履き替えること。
- オ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カー従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(3) 豚の搬出に従事する者

① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 豚舎に出入りするとき
- (イ) 豚糞・敷料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 豚体(死亡豚含む)に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、豚舎ごとに衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用 すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 履物は、豚舎ごとに履き替えること。
- オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。
- カ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(4) 外来者の衛生

上記(1)~(3)に示した従事者の衛生を基本に、立入り場所、活動の内容を考慮して、 外来者が守るべき規約を定め、外来者に周知すること。

8. 従事者の教育・訓練

(1) 衛生意識及び責任感

養豚従事者は、豚肉の生産にあたっているという認識のもと、衛生管理の維持、向上のために、衛生的な飼養管理を行う心構えとその方法、家畜衛生に関する基礎知識などを理解するための教育・訓練を受けなければならない。

(2) 教育・訓練プログラム

① 従事者

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針の理解
- イ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論
- ウ 施設、設備の構造と一般的衛生管理
- エ 農場で起こりうる家畜衛生上の具体的危害とその防止方法
- オ HACCPの概論

(畜産物生産過程に係る危害、危害の発生要因、防止措置、モニタリング方法、是正措置、検証方法及び記録文書に関する概論)

- カ 豚、飼料、薬剤、器具器材等の衛生的取扱い方
- キ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理

② アルバイト

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
- ウ 各作業における一般的衛生管理マニュアルの修得

(3) 研修及び管理(教育効果の確認)

教育訓練の効果を測る評価基準を明確にし、研修後に効果を評価し、記録すること。

(4) 再教育・訓練

研修後の研修効果確認において、所定の効果が認められない場合は、再教育・訓練を行う こと。

9. 重要管理事項

豚の健康管理、抗菌性物質等薬物の残留、注射針の残留、有害微生物の異常汚染に関わる 衛生管理は、安全で品質の高い畜産物を生産するための基本となる。以下の(1)から(4) の要求事項を確実に満さなければならない。

(1) 豚の健康管理に関わる要求事項

要求事項

- ア 臨床的な健康状況のチェック基準を明確にし、文書化していること。
- イ 異常豚確認の手順・方法、判定基準を明確にし、文書化していること。
- ウ 異常豚の隔離、治療、淘汰の手順・方法、判断基準を明確にし、文書化していること (獣医師の指示の厳守が含まれていること)。

② 検証

- ア 異常豚の隔離、治療、淘汰記録の確認
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 病性鑑定書の確認

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、認証基準の第 I 部の第 7 章の 2 の文書、記録に関する要求事項を参照 すること。

(2) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 抗菌性物質等薬物投与及び中止の手順・方法を確立し、文書化していること (獣医師 の指示の厳守が含まれていること)。
- イ 投与の記録を保持すること。
- ウ 識別の方法を定め、文書化していること。
- エ 隔離の基準を明確にし、文書化していること。
- オ 目視検査等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。

② 検証

- ア 識別の実施状況(徹底されていること)
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 投薬記録の確認
- エ 残留検査の結果の記録

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第I部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(3) 注射針の残留に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 予防、治療などに用いた注射針管理の手順・方法を確立し、文書化していること (獣 医師の指示の厳守が含まれていること)。
- イ 接種の記録を保持すること。
- ウ 注射針残留個体及び注射針残留可能性個体(群)については、識別の方法を定め、文 書化していること。
- エ 隔離、識別の基準を明確にし、文書化していること。
- オ 目視確認等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。
- カ 識別の実施報告が徹底されていること。
- キ 獣医師の指示書の確認
- ク 接種記録の確認
- ケ 残留確認結果の記録

② 検証

ア 残留可能性豚の識別方法の確認

- イ 注射針管理状況の確認
- ウ 出荷準備時確認方法の確認

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第1部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(4) 有害微生物の異常汚染に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 出荷先等から問題と成り得る有害微生物検査情報を入手し、軽減に繋がる手順・方法 を確立し、文書化していること(必要に応じて獣医師の指示の厳守が含まれていること)。
- イ 対応方法の実施記録を保持すること。
- ウ 有害微生物検査情報の収集において、出荷先とのコミュニケーション方法を定め、文 書化していること。
- エ 対応方法の実施記録
- オ 出荷先においての有害微生物検査結果の記録

② 検証

- ア 出荷先とのコミュニケーション実施状況の確認
- イ 対応方法の実施記録
- ウ 有害微生物検査結果の記録

③ 文書化及び記録

- ア
 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第1部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

第Ⅱ部 畜種別衛生管理規範 (Generic Model)

鶏(採卵鶏)編

目 次

1.	施設	との設計及び設備の要件	•				3
	(1)	施設の立地及び構造					
	(2)	施設内部のデザイン、配置及び構造					
	(3)	鶏に接する装置、配置、構造					
	(4)	給餌、給水、排水とその装置					
	(5)	温度管理、空調及び換気					
	(6)	照明					
	(7)	保管庫(飼料保管庫など)					
	(8)	装置(用具など)					
	(9)	人の便所などの衛生設備					
2.	施設	と・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理			•	 •	5
	(1)	施設・設備の保守及び衛生管理					
	(2)	機械・器具の保守及び衛生管理					
	(3)	洗浄・消毒プログラム					
	(4)	衛生動物・野生動物の駆除・防除					
	(5)	廃棄物(敷料・糞、死体)の取り扱い					
	(6)	効果的なモニタリング					
3.	原材	†料(雛、飼料、使用水等)	•	•	•	 1	1 0
	(1)	供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明					
	(2)	雛、飼料等の受入れ要件と管理					
	(3)	供給側の保管及び輸送の要件と管理					
	(4)	使用水の受入れ要件と管理					
4.	鶏の	D取り扱い	•	•	•		1 2
	(1)	危害の管理(衛生と健康管理)					
	(2)	生産時の保守管理及び人の衛生					
	(3)	文書化及び記録					
	(4)	回収・処置手順					
5.	出荷	5鶏・卵の運搬	•	•	•	 1	1 6
	(1)	車両及びコンテナの必要条件					
	(2)	車両及びコンテナの保守管理					
	(3)	出荷鶏・卵の衛生管理					
6.	出荷	5鶏・卵に関する情報及び出荷先の意識	•	•	•		17
	(1)	出荷先からの情報収集					
	(2)	出荷先への情報提供と出荷先の意識					

7. 従事者の衛生と安全	• • • • • 17
(1) 鶏舎内で従事する者	
(2) 鶏(雛)の搬入に従事する者	
(3) 鶏・卵の搬出に従事する者	
(4) 外来者の衛生	
8. 従事者の教育・訓練	• • • • 19
(1) 衛生意識及び責任感	
(2) 教育・訓練プログラム	
(3) 研修及び管理(教育効果の確認)	
(4) 再教育・訓練	
9. 重要管理事項	20
(1) 鶏の健康に関わる要求事項	
(2) 鶏卵の衛生管理に関わる要求事項	
(3) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項	
(4) 有害微生物の異常汚染に関わる要求事項	

1. 施設の設計及び設備の要件

- (1) 施設の立地及び構造
 - ① 施設の立地環境

ア 立地

- (ア) 施設の周囲に悪臭、煙、塵埃の発生源がない場所であること。
- (イ) 上水道、井戸水が十分に受給できる場所であること。
- (ウ) 排水処理が適切にできる場所であること。

イ 周囲

- (ア) 施設の周囲の敷地は、水が溜まりにくいように、また塵埃が発生しにくいように、 整地されていること。
- (イ) 施設の敷地内は、整理、整頓されていること。
- (ウ) 家畜の死体の埋却の用に供する土地又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設を 確保すること。埋却地等の確保が困難な場合は、農場が所在する都道府県の求める措 置を実施すること。

② 施設(又は設備)の構造

- ア 施設は、鶏の飼育に適した配置になっていること。
- イ 鶏舎、飼料保管施設、鶏糞処理施設、鶏糞保管施設、廃棄物保管施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ウ 鶏舎、飼料保管施設、鶏糞処理施設、鶏糞保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛 生害虫等を防ぐ構造であること。
- エ 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- オ 鶏糞保管施設は、鶏糞を雨、風等から防ぐもので覆われていること。
- カ 鶏糞処理施設、鶏糞保管施設、廃棄物保管施設の床は、不浸透性の材質のものであること。
- キ 施設は、鶏卵の取扱いがしやすく、衛生的な構造であること。

③ 付帯施設・設備

- ア 洗浄剤、殺菌剤、薬剤保管設備
 - (ア) 設備は、直射日光の当たらない場所に設置すること。
 - (イ) 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られていること。
- イ 冷蔵保管設備

設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られており、かつ、温度管理ができる設備であること。

ウ 踏み込み消毒槽

靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。

エ 車両消毒設備

タイヤ、タイヤハウス、車両表面が消毒できる設備であること。

オ 鶏舎、飼料保管庫、堆肥保管施設、死体保管庫等に野鳥等の野生動物が侵入できないように、防鳥ネット等で工夫するとともに、定期的に破損状況を確認し、破損がある場

合には修繕されていること。

(2) 施設内部のデザイン、配置及び構造

- ① 鶏が健全で衛生的に飼養されるよう適切にデザインされていること。
- ② 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ③ 床は、十分な排水が可能であるように作られていること。
- ④ 施設内の設備、装置は、鶏の安全が保たれるように配置され、あるいは適切に保護されていること。
- ⑤ 換気調整が可能であること。

(3) 鶏・卵に接する装置、配置、構造

- ① 壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られていること。
- ② 床は、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 鶏卵の停滞が起こらないよう工夫されていること。
- ④ 集卵装置は、清掃が容易にできるよう工夫されていること。

(4) 給餌、給水、排水とその装置

- ① 給餌施設は、適切な給餌が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ② 給水設備は、適切な給水が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 給水設備、貯水槽は、不浸透性の材質で造られていること。
- ④ 井戸水(飲料不適)を使用する場合は、消毒(浄化)装置が備えられていること。
- ⑤ 排水設備、浄化設備は、汚水を処理するのに十分な機能と能力を有していること。
- ⑥ 排水溝は、平滑に造られているか、又は清掃しやすいように造られていること。
- (7) 排水溝は、排水があふれない幅及び深さを有すること。
- ⑧ 排水溝の外への出口には、ネズミ、衛生害虫等の侵入を防ぐため、網等が備えられていること。

(5) 温度管理、空調及び換気

- ① 換気装置、空調装置は、これらの装置を設置した施設で必要とされる能力を有すること。
- ② 鶏舎内の適切な場所に温度計を設置し、鶏舎内の温度が確認でき、温度管理が適切にできるようにすること。
- ③ 集卵室を有する場合、適切な場所に温度計を設置し、集卵室内の温度が確認でき、温度管理が適切にできるようにすること。

(6) 照明

照明灯は、鶏舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設、トイレ及び作業員更衣室において、作業に適する適度な照度が保持される照明装置を設置していること。

(7) 保管庫(飼料保管庫など)

- ① 保管庫は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ② 保管庫は、ネズミ、衛生害虫等を防ぐ構造であること。
- ③ 保管庫は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ④ 保管庫の壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られて、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。

(8) 装置 (用具など)

- ① 機械・器具は、その用途に適した材質であること。
- ② 機械・器具は、破損しにくい材質のものであること。
- ③ 機械・器具の部品は、容易に脱落しないよう保持されていること。

(9) 人の便所などの衛生設備

① トイレ

トイレには、手洗い及び消毒設備が備えられていること。

② 作業員更衣室

- ア 天井、内壁、床は、塵埃が堆積しにくいように、平滑に仕上げられていること。
- イ 更衣室は、各作業員の作業服、靴、帽子等が収納できる設備を有していること。

2. 施設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理

(1) 施設・設備の保守及び衛生管理

① 衛生管理区域

- ア 衛生管理区域とそれ以外の区域が明確に分けられていること。
- イ 看板の設置等により必要のない者を立ち入らせないこと。
- ウ 出入口に専用の衣服及び靴並びに手指の消毒設備を設置すること。
- エ 出入口に車両の消毒設備を設置し、消毒液を常に適正濃度に保つとともに、車内における交差汚染を防止する措置を講ずること。
- オ 敷地を定期的に消毒すること。
- カ 愛玩動物の持込み及び飼育をしないこと。

2 鶏舎

- ア 鶏舎内及び鶏舎の周辺を整理し、清掃していること。
- イ 塵埃、糞など廃棄物を適切に保管・処理していること。
- ウ 塵埃、クモの巣等がないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ清掃は、毎日行うこと。
- カ 出入口付近に手指の消毒設備又は畜舎ごとの専用の手袋を設置すること。
- キ 出入口付近に踏み込み消毒槽を設置すること。
- ク鶏舎ごとの専用の靴を設置すること。
- ケ 屋根や壁に破損がある場合には、遅滞なく修繕すること。

③ 飼料保管施設

- ア 飼料の搬入に当たっては、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- イ 施設は、整理・整頓されていること。
- ウ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ清掃は、定期的に行うこと。

カ 飼料タンクは、定期的に点検していること。

④ 堆肥保管施設

- ア 鶏糞処理施設がある場合は、処理施設を備え、流失を防ぐこと。
- イ 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- ウ 汚水漏えい等の確認は、定期的に行うこと。

⑤ 廃棄物保管施設

- ア 廃棄物は、都道府県が定める条例に従い、保管、処理すること。
- イ 廃棄物は、その廃棄物の種類ごとに適した収納容器に入れ、保管、処理すること。
- ウ 施設は、整理・整頓されていること。
- エ 清掃は、定期的に行うこと。

⑥ 付帯施設・設備

- ア 手洗い設備
 - (ア) 石鹸、消毒液が常備されていること。
 - (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
 - (ウ) 手洗い消毒設備の清掃は、毎日行うこと。

イ 給水設備

- (ア) 井戸水を使用する場合は、年1回以上水質検査(色、臭い、細菌検査等)を実施すること。
- (イ) 貯水槽は、年1回以上、清掃すること。
- (ウ) 野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

ウ排水設備

- (ア) 排水溝は、悪臭が感じられないように努めていること。
- (イ) 排水溝は、定期的に清掃すること。

エ 照明設備

- (ア) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まっていないか、肉眼的に確認すること。
- (イ) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- (ウ) 照明灯は、毎日機能していることを確認すること。

オ 換気、空調装置

- (ア) 換気装置を有する施設においては、換気が正常に機能していること。
- (イ) 空調装置を有する施設においては、空調が正常に機能していること。
- (ウ) 換気装置、空調装置に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。

カ 防虫、防鼠、防鳥設備

- (ア) 施設の敷地内は、ネズミ、衛生害虫などの発生、生息、繁殖の原因となるものがないように努めること。
- (イ) ネズミ、衛生害虫などの発生源を発見した場合は、直ちに、発生源を除去すること。
- (ウ) 鶏舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の野生動物が侵入できないよう に、防鳥ネット等で工夫するとともに、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合 には遅滞なく修繕されていること。

キ 作業員更衣室、休憩室、浴室及びシャワー室

- (ア) 更衣室等は、整理・整頓されていること。
- (イ) 清掃は、定期的に行うこと。

ク トイレ

トイレは、整理・整頓されていること。

ケ 踏み込み消毒槽

- (ア)消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒槽の清掃は、定期的に行うこと。
- (エ) 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

コ 車両消毒設備

- (ア)消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

サ 除糞設備

- (ア) ベルトを有する施設においては、除糞ベルト又はエアーダクトが正常に機能していること。
- (イ) スクレッパーを有する施設においては、除糞スクレッパーが正常に機能していること。
- (ウ) 除糞設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

シ 鶏糞処理設備

- (ア) 鶏糞処理は、計画的に行われていること。
- (イ) ブロアーを有する設備は、適度な空気量を確認し、計画的に導入し、効果的な切り 返しが行われていること。
- (ウ) 攪拌式処理設備は、計画的に鶏糞を搬入し、正常に機能していること。
- (エ) 焼却式処理設備は、計画的に鶏糞を搬入し、正常に機能していること。
- (オ) 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- (カ) 汚水の漏出等の有無を定期的に確認すること。
- (キ) 汚水の漏出等を確認した者は、記録すること。

(2)機械・器具の保守及び衛生管理

給餌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

② 給水器

ア 保守管理後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。

- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

③ 飼料攪拌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

消毒器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

⑤ 集卵設備

- ア 集卵設備は、所定の能力を有するものであること。
- イ 集卵設備は、定期的に点検整備を行い、その記録を所定の期間保管すること。
- ウ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- エ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- オ清掃は、適宜、行うこと。
- カ 集卵ベルト、エレベーター等は、定期的に保守点検を行うこと。

(3) 洗浄・消毒プログラム

清掃・洗浄・消毒プログラムでは、施設・設備・器具のすべての部分が、適切に、かつ確 実に、洗浄・消毒されるように、洗浄・消毒の手順、方法、頻度及び必要である場合にはモニタリングの方法を明確にしていなければならない。洗浄・消毒プログラムには洗浄・消毒に用いる装置・器具も含まれなければならない。

洗浄・消毒プログラムを文書化する場合には、少なくとも以下の事項が含まれていること。

- ① 洗浄・消毒する施設(又は設備、器具)
- ② 作業責任者
- ③ 洗浄・消毒に用いる資器材(消毒薬は薬品名及び適正濃度とその調整法)
- ④ 洗浄・消毒の手順、方法及び頻度
- ⑤ モニタリングの方法
- ⑥ 記録を必要とする場合は、記録用紙や記録の方法、記録付けの担当者、記録の保管期間

(4) 衛生動物・野生動物の駆除・防除

① 衛生動物・野生動物の駆除

- ア 鶏舎周辺の野鳥、野生動物の死骸、排せつ物等は除去し、周辺を消毒すること。
- イ 鶏舎及び鶏舎周辺に生息する野生動物を把握した駆除プログラムができていること。
- ウ ネズミ、衛生害虫などの侵入を確認する方法を定め、その駆除の方法・手順が明確に 文書化され、実施したことが記録されていること。
- エ 殺虫剤等を散布・配置する場合、隣接した鶏舎への飛散を考慮し行うこと。
- オ 稼働中の成鶏舎で、殺虫剤及び消毒剤を散布する場合、集卵終了後に実施し、鶏卵に 付着しないように努めること。

カ 殺虫剤等を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、担当者名を 記録すること。

② 衛生動物の防除

- ア 鶏舎周辺の環境が整備されていること。
- イ 鶏舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫などを防ぐ構造に努めて いること。
- ウ 各施設の吸気ロ、排気口にネット等を備え、ネズミ等が侵入しない構造になっている こと。
- エ 鶏舎内、鶏舎周辺にネズミ等の衛生上問題となる動物が確認されないように努めること。
- オ 鶏舎内に飼料及び飲水の飛散がないこと。
- カ 施設・設備に破損等がないように努め、定期的に保守点検すること。
- キ 鶏糞は、適切に処理され、乾燥していること。

(5) 廃棄物 (敷料・糞、死体) の取り扱い

(1) 糞・敷料

- ア 堆肥保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 汚水が地下浸透しないような構造であること。
- ウ 雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。
- エ 悪臭や衛生害虫が発生しないように努めていること。
- オ 定期的な保守点検が行われていること。
- カ 良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。
- キ 堆肥流通の確保に努めていること。

② 死亡鶏

- ア 保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
- ウ腐敗しないよう保管されていること。
- エ 保管施設は、定期的に清掃・消毒されていること。
- オ 死亡鶏は、適切に処理されていること。
- カ 異常な斃死については届出を行い、家畜保健衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。

(6) 効果的なモニタリング

- ① 上記の保守管理及び洗浄・消毒プログラムでは、モニタリングの方法、頻度、記録付け の方法及び担当者、責任者が明確にされていること。
- ② モニタリング記録の見直しの手順、方法を明確にし、見直しの結果は、施設の保守衛生管理責任者に報告すること。

3. 原材料(雛、飼料、使用水等)

(1) 供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明

- ① 供給者とは、予測される危害と受入れ後の取扱い及び供給側における受入れ前の取り扱いについて、定期的に情報の提供を受けるとともに、危害の最小化に向けての供給者との協力関係を明らかにしておくこと。
- ② 素雛の品種、特徴・特性及び供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。
- ③ 飼料及び主要な薬剤・消毒剤等については、個々の原料ごとに、それらの特徴・特性及 び供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。

(2) 雛、飼料等の受入れ要件と管理

① 導入雛の受け入れ

ア 導入雛の準備

(ア) 設備・器材の点検

給餌器、給水器、ブルーダー、ボイラー、換気扇、扇風機、電球、電気系統、発電器機械設備等

- (イ) 畜産資材の確認
 - ・ 餌付け用飼料、ワクチン、薬品、ガス、重油等の数量
 - 導入雛の種鶏週齢、搬入日時(孵化当日搬入又は翌日搬入)
- (ウ) 給餌器・給水器の準備
 - 給餌器

餌付け用のシート(敷き紙)を用意すること。

給餌樋は、洗浄・消毒されていること。

餌付け用の箱を用意すること。(グリル付きパンフィーダー・チューブフィーダー の場合、 $65\sim70$ 羽当たり1個)

• 給水器

給水受け樋は、洗浄・消毒されていること。

給水ニップルは、洗浄、点検され、給水可能であること。

餌付け用として、自動給水器、ニップルドリンカーを用意すること。 $(6 \sim 8$ 羽当 たり 1 個)

イ 雛到着日の舎内環境等の点検・確認

(ア) 温度管理

温度計は適切な位置にセットされており、舎内温度及び敷料内部温度が適切に保たれていること。

(イ) 湿度管理

湿度計は適切にセットされており、舎内湿度が適切に保たれていること。

(ウ) 給水管理

給水設備(ニップル等)に水が到達していること。また、飲み水の温度は、約15

度に温まっていること。

ウ 搬入する雛

サルモネラ検査を定期的に実施している種鶏場由来の雛で、その検査結果が添付されていること。また、運搬車両の衛生管理及び輸送中の管理が確認できること。

- (ア) 導入元農場の衛生管理状況を適切に把握していること。
- (イ) 導入雛は、臨床的に異常がないこと。
- (ウ) 搬入時の異常雛及び死亡雛の割合が1%以下であること。
- (エ) 導入する雛に、輸送によるストレスがかかっていないこと。
- (オ) 運搬車両及び輸送箱は、雛積み込み前に洗浄消毒していることを確認すること。
- (カ) 輸送中の車内温度・湿度管理が確認されること。
- (キ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。

エ 雛到着日の管理

(ア) 温度管理

適切な羽数の雛をケージ内に開放し、雛の呼吸や散らばり具合を観察して、温度を 適切に調節すること。

(イ) 湿度管理

温度管理と同様に、湿度を適切に調節すること。

(ウ) 給水管理

給餌器(ニップル等)に雛が付いているか確認すること。また、付が悪い場合は、 管理者が給餌器(ニップル等)に付けてやること。

(エ) 給餌管理

雛の受け入れ後、1~2時間後に採食していることを確認すること。

(才) 照明(点灯管理)

照明は、適切な照度で、影を作らないよう、またタイマーが23~24時間の設定になっていること。

② 飼料等の受け入れ

- ア 飼料タンク又は飼料庫は、飼料搬入前又は定期的に清掃されていること。
- イ 特定添加物等の入った配合飼料と無薬飼料を運搬する場合、運搬車両は、区別又は交 差汚染防止対策がされていること。
- ウ 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- エ 飼料の外観、色、風味及び品質に異常がないこと。
- オカビの発生、異物が認められないこと。
- カ 搬入する飼料(飼料原料)は、飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長)の別紙2に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターよる適合確認を受けた事業場(以下「GMP適合確認事業場」という。)であって、サルモネラ等について適正な衛生管理対策が行われている事業場に由来するものであること。GMP適合確認事業場由来でない場合は、サルモネラ等の検査を定期的に実施している工場由来の飼料で、事前の取り

決めに従い検査結果の提示を受けていること。

- キ 飼料、飼料添加物の受入れ記録を保管すること。
- ク 配合されている飼料添加物又は飼料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握していること。

③ 飼料等の保管・給餌

- ア 飼料の購入計画について決定されていること。
- イ 飼料保管施設及びその周辺を定期的に清掃・消毒すること。
- ウ 飼料保管施設内におけるネズミ等、衛生動物の侵入防止対策に努めていること。
- エ 飼料は、適切に保管され、定期的に品質の劣化、カビ等の発生がないかどうか点検すること。
- オ ビタミンプレミックス等の添加物(剤)等は、指定された保管方法で保存すること。
- カ 飼料を給与する前に、飼料に異常がないことを確認すること。
- キ 飼料給与に使用する器具・器材は、清潔なものを使用すること。

④ 畜産資材 (薬剤) の受け入れ・保管

- ア 保管庫は、鶏の飼育場所と隔離されていること
- イ 保管庫は、整理・整頓されていること。
- ウ 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- エ 包装等に異常がないこと。
- オ 低温保管品は、適切に保管冷蔵されていること。
- カ 購入薬剤の有効期限が十分に確保されていること。
- キ 成分、分量、使用方法等を確認すること。
- ク 要指示薬については、指示書内容の薬品と数量が一致していることを確認すること。
- ケ 入出庫の記録簿を完備し適切な在庫管理ができていること。

(3) 供給側の保管及び輸送の要件と管理

飼料、素雛、ワクチン等の薬剤及び消毒剤などについて、事前に受取り前の供給者側における保管・管理状況及び輸送の方法の取り決め事項を文書化しておくこと。

(4) 使用水の受入れ要件と管理

- ① 地下水を飲用水として使用する場合は、年1回以上水質検査を受け、飲用水として適していることを確認すること。
- ② ①の水質検査の結果が保管されていること。
- ③ 貯水槽(10t以上)は、年1回以上清掃されていることが記録で確認できること。

4. 鶏・卵の取り扱い

(1) 危害の管理(衛生と健康管理)

① 健康管理

ア 飼育と環境の適正管理

(育すう・育成)

- (ア) 飼育日齢にあった飼養面積が確保され、飼養羽数は適切であること。
- (イ) 飼養鶏に尻汚れ、脚弱、異常呼吸音、異常歩行及び臨床症状に異常がみられない こと。
- (ウ) 4週齢を目安に、綿毛の生え変わりを監視し、鶏群のバラツキに対応していること。
- (エ) 鶏の体測は、計画的に行われ、鶏種に合った変動係数幅を設定し、効果的に管理 されていること。
- (オ) 週齢又は適度の間隔で、生存(淘汰)の目標を立て、効果的な飼育管理が行われていること。
- (カ) 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
 - ・ 餌付けから廃温までは、特に温度・湿度管理計画が確立され、実施されている こと。
 - ・ 廃温は、季節、外気温、鶏舎内温度等を考慮し、計画的に実施されていること。
 - ・ 廃温後は、飼育日齢にあった温度・湿度・換気管理ができていること。
- (キ) 照度管理が適切に行われていること。
 - ・ 点灯管理は、施設の構造、日齢又は週齢、鶏種に沿って計画され、管理されていること。
 - ・ 照度管理は、施設の構造、日齢又は週齢、鶏種に沿って計画され、管理されていること。

(成鶏)

- (ア) 飼養鶏に尻汚れ、脚弱、異常呼吸音、異常歩行及び臨床症状に異常がみられない こと。
- (イ) 点灯管理は、季節の日照時間を考慮し、日齢と共に縮小されないよう効果的な管理プログラムにて管理されていること。
- (ウ) 飼育日齢及び温度(室温) にあった換気管理ができていること。
- (エ) 飼育日齢にあった飼養面積が確保されていること。
- (オ) 鶏の体測は、計画的に行われ、鶏種に合った変動係数幅を設定し、効果的に管理 されていること。
- (カ) 若雌期においての体重は、日齢と共に減少しないよう管理に努めていること。
- (キ) 週齢又は適度の間隔で、生存(淘汰)の目標を立て、効果的な飼育管理が行われていること。
- (ク) 出荷する親雌は、健康、安全性を考慮し、出荷基準を明確にし、充分確認した上で決定し、識別可能であること。

イ 飼料給与

(ア)飼料給与は、日齢に沿って適切な飼料設計に基づいたもので、基本的に体重を考慮

し、給与していること。

- (イ) 農場で飼料添加物を追加する場合は、飼料内に均一に混和すること。
- (ウ) 飼料添加物等は、用法・用量どおりに給与されていること。
- (エ) 飼料給与は、1日複数回に分け、各飼育ステージの要求を満たすように努めている こと。
- (オ) 産卵集中時の飼料給与は、避けること。
- (カ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。

② 衛生管理

ア 出荷前の餌切り

出荷前の餌切り開始時間は、捕鳥時間、食鳥処理場までの輸送時間、処理開始時間を 考慮し、12時間を基準として作業が実施され、各々記録していること。

イ 飼育環境

飼育密度が適正に保たれ、鶏の健康を阻害しない飼育条件になっていること。

ウ薬剤投与

- (ア) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- (イ) 鶏にワクチン接種を行う場合は、雛のワクチンプログラムを参考に獣医師の指示により接種すること。
- (ウ) 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与すること。
- (エ) 要指示薬・使用規制対象医薬品を投与した場合は、指示書、出荷制限指示書を適切 に保管すること。指示書については、使用者記入欄に指示薬の使用場所・羽数など必 要な情報を記載すること。
- (オ) ワクチン及び抗菌性物質製剤・殺虫剤等を使用した場合、薬剤名、使用量、使用日時(期間)、使用ロット(箇所)、使用者の記録が明確であること。

エ 毎日の管理

(鷄)

- (ア) 鶏舎は、毎日衛生的に管理されていること。
- (イ) 鶏の健康状態を毎日確認し、健康管理に努めていること。
- (ウ) 日常的に使用する器具、機器は、清潔に保たれていること。
- (エ) 見回り作業(巡回作業)は、監視・測定する項目を明確にし、異常時には直ちに 処置を行うこと。
- (オ) 鶏の異常(奇声等)及び異常な斃死を確認した場合については、届出を行い家畜 保健衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。
- (カ) 斃死については、毎日記録し、残存状況が確認できること。
- (キ) 死亡鶏の有無を毎日確認し、速やかに適切な処置をすること。

(鶏卵)

- (ア) 鶏卵生産量は、毎日、個数及び重量が、ロット別(卵色、サイズ、良品、不良品等)に確認できること。
- (イ) 鶏舎巡回時に、餌樋、ケージ、集卵設備を確認し、鶏卵の滞留防止に努めている こと。
- (ウ) ケージ及び集卵設備に停滞している鶏卵は、毎日適切な処置が行われ、滞留卵が 発生しないように努めていること。
- (エ) 産卵直後の廃棄卵は、バケツ等の容器に収集し、適切な処理が行われ、鶏舎内の 鶏糞上に廃棄しないこと。
- (オ) 集卵場での廃棄卵は、バケツ等の容器に収集し、適切な処理が行われていること。
- (カ) 鶏卵は、雨等で濡らさないこと。
- (キ) 鶏卵は、温度・時間等において適切に管理されていること。

オ 有害微生物の管理

特にサルモネラ、カンピロバクターについては、出荷先(食鳥処理場)とのコミュニケーションを図り、効果的な対策が講じられていること。

③ 獣医師等による指導

定期的に担当の獣医師又は診療施設から鶏の健康管理について指導を受けること。また、 指導内容が記録・保管されていること。

(2) 生産時の保守管理及び人の衛生

- ① 飼育期間中の温度・湿度は、日常的に健康状態を確認しながら、適切に管理されていること。
- ② 飼育者は、清潔に注意して飼育作業に臨んでいること。旅行や他の農場を訪問したときには、適正な検疫期間(ダウンタイム)を守り、病原体の持ち込み防止に努めること。

(3) 文書化及び記録

- ① 文書化を必要とする文書を明確にし、確実に文書化すること。文書は少なくとも1回/ 年の見直しを行い、必要に応じて更新し、常に最新版が利用できるようになっていること。
- ② 記録付けを必要とする記録を明確にし、記録用紙を定め、確実に記録付けを行うこと。 記録ごとに保管期間等を明確にし、劣化しないように管理されていること。保管期間は、 法令に定められているものについては、これに従うこと。
- ③ その他、文書化及び記録については、第 I 部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を満たすこと。

(4)回収・処置手順

出荷先(GPセンター等)を明確にし、出荷先とのコミュニケーションを図り、回収・処置の手順・方法を確立し、文書化し、保持し、更新すること。

5. 出荷鶏・卵の運搬

(1) 車両及びコンテナの必要条件

- ① 出荷鶏・卵の運搬に使用する車両や器具、コンテナ等は、出荷鶏・卵を汚染させないように設計され、適切な清浄性を保ち、洗浄できるような構造であること。
- ② 運搬を外部に委託する場合は、清潔で衛生的に運搬できるよう事前に必要事項を取り決め、文書化しておくこと。
- ③ 出荷車両は、輸送時間が鶏群ごとに記録され、餌切り時間から処理時間に反映されていること。
- ④ 輸送中は、野鳥等の排泄物が接触しないようにシート等で配慮されていること。
- ⑤ 輸送経路は、緊急事態を考慮し、複数の経路が事前に決定されていること。

(2) 車両及びコンテナの保守管理

- ① 出荷に必要な車両、器具、コンテナ、トレー等の保守・衛生管理の手順を明確にし、文 書化し、保持し、更新し、実施の記録が保持されていること。外部に委託する場合は、実 施記録を確認すること。
- ② 出荷車両は、車両全体を消毒すること。
- ③ 消毒液は、適正な濃度が維持されていること。

(3) 出荷鶏・卵の衛生管理

① 出荷鶏

- ア 出荷鶏は、臨床的に異常が認められないこと。
- イ 投薬経歴のある鶏群は、休薬期間を過ぎたものであること。
- ウ 出荷鶏の体表が汚れていないように努めること。
- エ 車両消毒施設の準備ができていること。
- オ 出荷に使用する車両は、事前に洗浄・消毒されていること。
- カ 衛生的な方法で輸送されること。
- キ 輸送中は、野鳥等の排泄物が接触しないようにシート等で配慮されていること。
- ク 輸送経路は、緊急事態を考慮し、複数の経路が事前に決定されていること。
- ケ 鶏出荷車両は、輸送時間が鶏群ごとに記録され、餌切り時間から処理時間に反映されていること。

② 出荷卵

- ア 車両消毒施設の準備ができていること。
- イ 出荷に使用する車両は、事前に洗浄・消毒されていること。
- ウ 輸送中は、野鳥等の排泄物が接触しないようにシート等で配慮されていること。
- エ 輸送中の鶏卵は、雨等で濡らさないこと。
- オ 輸送中の鶏卵は、温度及び輸送時間を記録すること。
- カ 輸送中は、鶏卵に影響がないよう安全運転に努めること。
- キ 輸送経路は、緊急事態を考慮し、複数の経路が事前に決定されていること。

6. 出荷鶏・卵に関する情報及び出荷先の意識

(1) 出荷先からの情報収集

あらかじめ、出荷先と協議して、相互のコミュニケーション方法を取り決めておくなど情報収集に努めるとともに、出荷先からの適正な要望事項については改善に努めるなど適切に対応すること。

(2) 出荷先への情報提供と出荷先の意識

出荷先に対して適正な扱いに係る情報及び群(及び個体)の判定が容易にできるように以下の情報を提供すること。一方、出荷(処理)業者はこれらの情報を正しく理解し、病原菌の保菌や感染を防止するような衛生上の十分な知識を持つこと。

- ① 飼育舎の構造 (飼育舎の構造は図面で示されていること)
- ② 生産者名又は農場名
- ③ 鶏舎番号
- ④ 産卵日及び集卵日
- ⑤ 停滯卵処置状況
- ⑥ 出荷重量(サテライトGP出荷)
- ⑦ サルモネラ検査状況
- ⑧ サルモネラ対策状況
- ⑨ 薬剤(ワクチン含む)投与の履歴
- ⑩ 休薬飼料の使用期間

7. 従事者の衛生と安全

(1) 鶏舎内で従事する者

① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。作業に従事する上での安全を確保する器具(ヘルメット、安全靴、手袋、ゴーグル等)を常備していること。

② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 鶏舎に出入りするとき
- (イ) 鶏糞・敷料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 鶏体(死亡鶏含む)に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、鶏舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。

- エ 長靴は、鶏舎毎に履き替えること。
- オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するとき専用の場所で行うこと。
- カーその他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(2)鶏(雛)の搬入に従事する者

① 従事者の健康

従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を 受けること。

② 従事者の清潔

- ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。
- (ア) 鶏舎に出入りするとき
- (イ) 鶏糞・敷料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 鶏体(死亡鶏含む)に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、鶏舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着等、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、鶏舎毎に履き替えること。
- オ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(3)鶏・卵の搬出に従事する者

① 従事者の健康

従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を 受けること。

② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 鶏舎に出入りする時
- (イ) 鶏糞・敷料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時
- (ウ) 鶏体(死亡鶏含む)に接触した時
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、鶏舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用す

ること。

- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、鶏舎毎に履き替えること。
- オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。
- カーその他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わないこと。

(4) 外来者の衛生

上記(1)~(3)に示した従事者の衛生を基本に、立入り場所、活動の内容を考慮して、 外来者が守るべき規約を定め、外来者に周知すること。

8. 従事者の教育・訓練

(1) 衛生意識及び責任感

鶏卵の生産に従事する者は、鶏卵の生産にあたっているという認識のもと、衛生管理の維持、向上のために、衛生的な飼養管理を行う心構えとその方法、家畜衛生に関する基礎知識などを理解するための教育・訓練を受けなければならない。

(2) 教育・訓練プログラム

① 従事者

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針の理解
- イ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論
- ウ 施設、設備の構造と一般的衛生管理
- エ 農場で起こりうる家畜衛生上の具体的危害とその防止方法
- オ HACCPの概論

(畜産物生産過程に係る危害、危害の発生要因、防止措置、モニタリング方法、是正措置、検証方法及び記録文書に関する概論)

- カ 鶏、卵、飼料、薬剤、器具器材等の衛生的取扱い方
- キ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理

② アルバイト

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
- ウ 各作業における一般的衛生管理マニュアルの修得

(3) 研修及び管理(教育効果の確認)

教育訓練の効果を測る評価基準を明確にし、研修後に効果を評価し、記録すること。

(4) 再教育・訓練

研修後の研修効果確認において、所定の効果が認められない場合は、再教育・訓練を行う こと。

9. 重要管理事項

鶏の健康管理、鶏卵の衛生管理、抗菌性物質等薬物の残留、有害微生物の異常汚染に関わる 衛生管理は、安全で品質の高い畜産物を生産するための基本となる。

以下の(1)から(4)の要求事項を確実に満さなければならない。

(1) 鷄の健康管理に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 臨床的な健康状況のチェック基準を明確にし、文書化していること。
- イ 異常鶏確認の手順・方法、判定基準を明確にし、文書化していること。
- ウ 異常鶏の隔離、治療、淘汰の手順・方法、判断基準を明確にし、文書化していること (獣医師の指示の厳守が含まれていること)。

② 検証

- ア 異常鶏の隔離、治療、淘汰記録の確認
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 病性鑑定書の確認

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第1部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(2) 鶏卵の衛生管理に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 衛生管理の取扱い基準を明確にし、文書化していること。
- イ 正常卵と異常卵の判定基準を明確にし、文書化していること。
- ウ 異常卵の処置方法を明確にし、文書化していること。

② 検証

- ア 衛生管理の取扱い基準に関わる記録の確認
- イ 停滞卵の発生状況と処置に対する安全性の確認
- ウ 廃棄卵の処置方法とその記録の確認

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第I章の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(3) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 抗菌性物質等薬物投与及び中止の手順・方法を確立し、文書化していること (獣医師 の指示の厳守が含まれていること)。
- イ 消毒剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤等の散布・配置及び中止の手順・方法を確立し、文 書化していること。
- ウ 投与、散布、配置の記録を保持すること。
- エ 識別の方法を定め、文書化していること。

- オ 隔離の基準を明確にし、文書化していること。
- カ 目視検査等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。

② 検証

- ア 識別の実施状況(徹底されていること)
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 投薬記録の確認
- エ 残留検査の結果の記録

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第 I 章の第 7 章の 2 の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(4) 有害微生物の異常汚染に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 出荷先等から問題と成り得る有害微生物検査情報を入手し、軽減に繋がる手順・方法 を確立し、文書化していること(必要に応じて獣医師の指示の厳守が含まれていること)。
- イ 対応方法の実施記録を保持すること。
- ウ 有害微生物検査情報の収集において、出荷先とのコミュニケーション方法を定め、文 書化していること。
- エ 対応方法の実施記録
- オ 出荷先においての有害微生物検査結果の記録

② 検証

- ア 出荷先とのコミュニケーション実施状況の確認
- イ 対応方法の実施記録
- ウ 有害微生物検査結果の記録

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第1部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

第Ⅱ部 畜種別衛生管理規範 (Generic Model)

鶏(ブロイラー) 編

目 次

1. 旅	記設の設計及び設備の要件	•	•	•	 3
(1)	施設の立地及び構造				
(2)	施設内部のデザイン、配置及び構造				
(3)	鶏に接する装置、配置、構造				
(4)	給餌、給水、排水とその装置				
(5)	温度管理、空調及び換気				
(6)	照明				
(7)	保管庫(飼料保管庫など)				
(8)	装置(用具など)				
(9)	人の便所などの衛生設備				
2. 旅	設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理		•		 5
(1)	施設・設備の保守及び衛生管理				
(2)	機械・器具の保守及び衛生管理				
(3)	洗浄・消毒プログラム				
(4)	衛生動物・野生動物の駆除・防除				
(5)	廃棄物(敷料・糞、死体)の取り扱い				
(6)	効果的なモニタリング				
3. 原	材料(雛、飼料、使用水等)	•	•	•	 9
(1)	供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明				
(2)	雛、飼料等の受入れ要件と管理				
(3)	供給側の保管及び輸送の要件と管理				
(4)	使用水の受入れ要件と管理				
4. 鶏	鳥の取り扱い	•	•	•	 1 2
(1)	危害の管理(衛生と健康管理)				
(2)	生産時の保守管理及び人の衛生				
(3)	文書化及び記録				
(4)	回収・処置手順				
5. 出	は荷鶏の運搬	•	•		 1 4
(1)	車両及びコンテナの必要条件				
(2)	車両及びコンテナの保守管理				
(3)	出荷鶏の衛生管理				
6. 出	荷鶏に関する情報及び出荷先の意識				 1 5
(1)	出荷先からの情報収集				
(2)	出荷先への情報提供と出荷先の意識				

7. 従事者の衛生と安全	 1 5
(1) 鶏舎内で従事する者	
(2) 鶏(雛)の搬入に従事する者	
(3) 鶏の搬出に従事する者	
(4) 外来者の衛生	
8. 従事者の教育・訓練	 17
(1) 衛生意識及び責任感	
(2) 教育・訓練プログラム	
(3) 研修及び管理(教育効果の確認)	
(4) 再教育・訓練	
9. 重要管理事項	 18
(1) 鶏の健康に関わる要求事項	
(2) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項	
(3) 有害微生物の異常汚染に関わる要求事項	

1. 施設の設計及び設備の要件

(1) 施設の立地及び構造

① 施設の立地環境

ア立地

- (ア) 施設の周囲に悪臭、煙、塵埃の発生源がない場所であること。
- (イ) 上水道、井戸水が十分に受給できる場所であること。
- (ウ) 排水処理が適切にできる場所であること。

イ 周囲

- (ア) 施設の周囲の敷地は、水が溜まりにくいように、また塵埃が発生しにくいように、整地されていること。
- (イ) 施設の敷地内は、整理、整頓されていること。
- (ウ) 家畜の死体の埋却の用に供する土地又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設を確保すること。埋却地等の確保が困難な場合は、農場が所在する都道府県の求める措置を 実施すること。

② 施設(又は設備)の構造

- ア 施設は、鶏の飼育に適した配置になっていること。
- イ 鶏舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されている こと。
- ウ 鶏舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫等を防ぐ構造であること。
- エ 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- オ 廃棄物保管施設の床は、不浸透性の材質のものであること。

③ 付帯施設・設備

- ア 洗浄剤、殺菌剤、薬剤保管設備
- (ア) 設備は、直射日光の当たらない場所に設置すること。
- (イ) 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られていること。
- イ 冷蔵保管設備

設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られており、かつ、温度管理ができる設備であること。

ウ 踏み込み消毒槽

靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。

工 車両消毒設備

タイヤ、タイヤハウス、車両表面が消毒できる設備であること。

オ 鶏舎、飼料保管庫、堆肥保管施設、死体保管庫等に野鳥等の野生動物が侵入できないように、防鳥ネット等で工夫するとともに、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合には修繕されていること。

(2) 施設内部のデザイン、配置及び構造

- ① 鶏が健全で衛生的に飼養されるよう適切にデザインされていること。
- ② 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。

- ③ 床は、十分な排水が可能であるように作られていること。
- ④ 施設内の設備、装置は、鶏の安全が保たれるように配置され、あるいは適切に保護されていること。
- ⑤ 換気調整が可能であること。

(3) 鶏に接する装置、配置、構造

- ① 壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られていること。
- ② 床は清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。

(4) 給餌、給水、排水とその装置

- ① 給餌施設は、適切な給餌が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ② 給水設備は、適切な給水が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 給水設備、貯水槽は、不浸透性の材質で造られていること。
- ④ 井戸水(飲料不適)を使用する場合は、消毒(浄化)装置が備えられていること。
- ⑤ 排水設備、浄化設備は、汚水を処理するのに十分な機能と能力を有していること。
- ⑥ 排水溝は、平滑に造られているか、または清掃しやすいように造られていること。
- ⑦ 排水溝は、排水があふれない幅及び深さを有すること。
- ⑧ 排水溝の外への出口には、ネズミ、衛生害虫等の侵入を防ぐため、網等が備えられている こと。

(5) 温度管理、空調及び換気

- ① 換気装置、空調装置は、これらの装置を設置した施設で必要とされる能力を有すること。
- ② 鶏舎内の適切な場所に温度計を設置し、鶏舎内の温度が確認でき、温度管理が適切にできるようにすること。

(6) 照明

照明灯は、鶏舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設、トイレ及び作業員更衣室において、作業 に適する適度な照度が保持される照明装置を設置していること。

(7) 保管庫(飼料保管庫など)

- ① 保管庫は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ② 保管庫は、ネズミ、衛生害虫等を防ぐ構造であること。
- ③ 保管庫は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ④ 保管庫の壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られて、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。

(8)装置 (用具など)

- ① 機械・器具は、その用途に適した材質であること。
- ②機械・器具は、破損しにくい材質のものであること。
- ③ 機械・器具の部品は、容易に脱落しないよう保持されていること。

(9) 人の便所などの衛生設備

① トイレ

トイレには、手洗い及び消毒設備が備えられていること。

② 作業員更衣室

- ア 天井、内壁、床は、塵埃が堆積しにくいように、平滑に仕上げられていること。
- イ 更衣室は、各作業員の作業服、靴、帽子等が収納できる設備を有していること。

2. 施設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理

(1) 施設・設備の保守及び衛生管理

① 衛生管理区域

- ア 衛生管理区域とそれ以外の区域が明確に分けられていること。
- イ 看板の設置等により必要のない者を立ち入らせないこと。
- ウ 出入口に専用の衣服及び靴並びに手指の消毒設備を設置すること。
- エ 出入口に車両の消毒設備を設置し、消毒液を常に適正濃度に保つとともに、車内における交差汚染を防止する措置を講ずること。
- オ 敷地を定期的に消毒すること。
- カ 愛玩動物の持込み及び飼育をしないこと。

② 鶏舎

- ア 鶏舎内及び鶏舎の周辺を整理し、清掃していること。
- イ 塵埃、糞など廃棄物を適切に保管・処理していること。
- ウ 塵埃、クモの巣等がないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ清掃は、毎日行うこと。
- カ 出入口付近に手指の消毒設備又は畜舎ごとの専用の手袋を設置すること。
- キ 出入口付近に踏み込み消毒槽を設置すること。
- ク 鶏舎ごとの専用の靴を設置すること。
- ケ 屋根や壁に破損がある場合には、遅滞なく修繕すること。

③ 飼料保管施設

- ア 飼料の搬入に当たっては、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- イ 施設は、整理・整頓されていること。
- ウ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ清掃は、定期的に行うこと。
- カ 飼料タンクは、定期的に点検していること。

④ 堆肥保管施設

- ア 鶏糞処理施設がある場合は、処理施設を備え、流失を防ぐこと。
- イ 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- ウ汚水漏えい等の確認は、定期的に行うこと。

⑤ 廃棄物保管施設

ア 廃棄物は、都道府県が定める条例に従い、保管、処理すること。

- イ 廃棄物は、その廃棄物の種類ごとに適した収納容器に入れ、保管、処理すること。
- ウ 施設は、整理・整頓されていること。
- エ 清掃は、定期的に行うこと。

⑥ 付帯施設・設備

ア 手洗い設備

- (ア) 石鹸、消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 手洗い消毒設備の清掃は、毎日行うこと。

イ 給水設備

- (ア) 井戸水を使用する場合は、年1回以上水質検査(色、臭い、細菌検査等)を実施する こと。
- (イ) 貯水槽は、年1回以上、清掃すること。
- (ウ) 野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

ウ排水設備

- (ア) 排水溝は、悪臭が感じられないように努めていること。
- (イ)排水溝は、定期的に清掃すること。

工 照明設備

- (ア) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まっていないか、肉眼的に確認すること。
- (イ) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- (ウ) 照明灯は、毎日機能していることを確認すること。

オ換気、空調装置

- (ア) 換気装置を有する施設においては、換気が正常に機能していること。
- (イ) 空調装置を有する施設においては、空調が正常に機能していること。
- (ウ) 換気装置、空調装置に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。

カ 防虫、防鼠、防鳥設備

- (ア) 施設の敷地内は、ネズミ、衛生害虫などの発生、生息、繁殖の原因となるものがない ように努めること。
- (イ) ネズミ、衛生害虫などの発生源を発見した場合は、直ちに、発生源を除去すること。
- (ウ) 鶏舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の野生動物が侵入できないように、 防鳥ネット等で工夫するとともに、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合には遅 滞なく修繕されていること。

キ 作業員更衣室、休憩室、浴室及びシャワー室

- (ア) 更衣室等は、整理・整頓されていること。
- (イ) 清掃は、定期的に行うこと。

ク トイレ

トイレは、整理・整頓されていること。

ケ 踏み込み消毒槽

(ア)消毒液が常備されていること。

- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒槽の清掃は、定期的に行うこと。
- (エ) 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

コ 車両消毒設備

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

(2)機械・器具の保守及び衛生管理

給餌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

② 給水器

- ア 保守管理後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

③ 飼料攪拌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

④ 消毒器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

(3) 洗浄・消毒プログラム

清掃・洗浄・消毒プログラムでは、施設・設備・器具のすべての部分が、適切に、かつ確実に、洗浄・消毒されるように、洗浄・消毒の手順、方法、頻度及び必要である場合にはモニタリングの方法を明確にしていなければならない。洗浄・消毒プログラムには洗浄・消毒に用いる装置・器具も含まれなければならない。

洗浄・消毒プログラムを文書化する場合には、少なくとも以下の事項が含まれていること。

- ① 洗浄・消毒する施設(又は設備、器具)
- ② 作業責任者
- ③ 洗浄・消毒に用いる資器材(消毒薬は薬品名及び適正濃度とその調整法)
- ④ 洗浄・消毒の手順、方法及び頻度
- ⑤ モニタリングの方法
- ⑥ 記録を必要とする場合は、記録用紙や記録の方法、記録付けの担当者、記録の保管期間

(4) 衛生動物・野生動物の駆除・防除

① 衛生動物・野生動物の駆除

- ア 鶏舎周辺の野鳥、野生動物の死骸、排せつ物等は除去し、周辺を消毒すること。
- イ 鶏舎及び鶏舎周辺に生息する野生動物を把握した駆除プログラムができていること。
- ウ ネズミ、衛生害虫などの侵入を確認する方法を定め、その駆除の方法・手順が明確に文 書化され、実施したことが記録されていること。
- エ 殺虫剤等を散布・配置する場合、隣接した鶏舎への飛散を考慮し行うこと。
- オ 殺虫剤等を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、担当者名を記録すること。

② 衛生動物の防除

- ア 鶏舎周辺の環境が整備されていること。
- イ 鶏舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫などを防ぐ構造に努めていること。
- ウ 各施設の吸気口、排気口にネット等を備え、ネズミ等が侵入しない構造になっていること。
- エ 鶏舎内、鶏舎周辺にネズミ等の衛生上問題となる動物が確認されないよう努めること。
- オ 鶏舎内に飼料及び飲水の飛散がないこと。
- カ 施設・設備に破損等がないように努め、定期的に保守点検すること。
- キ 鶏糞は、適切に処理され、乾燥していること。

(5) 廃棄物 (敷料・糞、死体) の取り扱い

① **糞**•敷料

- ア 堆肥保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 汚水が地下浸透しないような構造であること。
- ウ 雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。
- エ 悪臭や衛生害虫が発生しないように努めていること。
- オ 定期的な保守点検が行われていること。
- カー良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。
- キ 敷料を廃棄する場合は、適切に処理されていること。
- ク 堆肥流通の確保に努めていること。

② 死亡鶏

- ア 保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
- ウ腐敗しないよう保管されていること。
- エ 保管施設は、定期的に清掃・消毒されていること。
- オ 死亡鶏は、適切に処理されていること。
- カ 異常な斃死については届出を行い、家畜保健衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。

(6) 効果的なモニタリング

- ① 上記の保守管理及び洗浄・消毒プログラムでは、モニタリングの方法、頻度、記録付けの 方法及び担当者、責任者が明確にされていること。
- ② モニタリング記録の見直しの手順、方法を明確にし、見直しの結果は、施設の保守衛生管 理責任者に報告すること。

3. 原材料 (雛、飼料、使用水等)

(1) 供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明

- ① 供給者とは、予測される危害と受入れ後の取扱い及び供給側における受入れ前の取り扱い について、定期的に情報の提供を受けるとともに、危害の最小化に向けての供給者との協力関係を明らかにしておくこと。
- ② 素雛の品種、特徴・特性及び供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。
- ③ 飼料及び主要な薬剤・消毒剤等については、個々の原料ごとに、それらの特徴・特性及び 供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。

(2) 雛、飼料等の受入れ要件と管理

① 導入雛の受け入れ

ア 導入雛の準備

- (ア) 設備・器材の点検
 - ・ 給餌器、給水器、ブルーダー、ボイラー、換気扇、扇風機、電球、電気系統、発電 器機械設備等
- (イ) 畜産資材の確認
 - ・ 餌付け用飼料、ワクチン、薬品、ガス、重油等の数量
 - 導入雛の種鶏週齢、搬入日時(孵化当日搬入又は翌日搬入)
- (ウ) 敷料の搬入、チックガード、予備給温
 - 敷料の搬入敷料は、新しくよく乾燥したカビ等に汚染されていない物を使用すること。
 - チックガードの管理チックガードは、給温の方法やブルーダーの能力によって広さを変更し、夏は比較的広く、冬は狭く1ブルーダー当たりの羽数を考慮してセットすること。
 - ・ 給温 雛の餌付け時に、敷料 (床面) 全体が適正な温度であること。
- (エ) 給餌器・給水器の準備
 - 給餌器

餌付け用の箱を用意すること。(グリル付きパンフィーダー・チューブフィーダー の場合、 $65 \sim 70$ 羽当たり1個)

• 給水器

餌付け用として、自動給水器、ニップルドリンカーを用意すること。 $(6 \sim 8$ 羽当たり1個)

イ 雛到着日の舎内環境等の点検・確認

(ア) 温度管理

温度計は適切な位置にセットされており、舎内温度及び敷料内部温度が適切に保たれていること。

(イ) 湿度管理

ガード内湿度が適切に保たれていること。

(ウ) 給水管理

給水器の数量・配置が適当なこと。また、飲み水の温度は、約15度に温まっていること。

ウ 搬入する雛

サルモネラ検査を定期的に実施している種鶏場由来の雛で、その検査結果が添付されていること。また、運搬車両の衛生管理及び輸送中の管理が確認できること。

- (ア) 導入元農場の衛生管理状況を適切に把握していること。
- (イ) 導入雛は、臨床的に異常がないこと。
- (ウ) 搬入時の異常雛及び死亡雛の割合が1%以下であること。
- (エ) 導入する雛に、輸送によるストレスがかかっていないこと。
- (オ) 運搬車両及び輸送箱は、雛積み込み前に洗浄消毒していることを確認すること。
- (カ) 輸送中の車内温度・湿度管理が確認されること。
- (キ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。

エ 雛到着日の管理

(ア) 温度管理

雛をチックガード内全体に開放し、雛の呼吸や散らばり具合を観察して、温度を適切に調節すること。

(イ) 湿度管理

適宜チックガード外に散水し、湿度を適切に調節すること。

(ウ) 給水管理

給餌前に温めたきれいな水を適切に与えること。

(エ) 給餌管理

雛の受け入れ後、1~2時間後に採食していることを確認すること。

(才) 照明(点灯管理)

照明は、適切な照度で、影を作らないようにすること。

② 飼料等の受け入れ

- ア 飼料タンク又は飼料庫は、飼料搬入前又は定期的に清掃されていること。
- イ 特定添加物等の入った配合飼料と無薬飼料を運搬する場合、運搬車両は、区別又は交差 汚染防止対策がされていること。

- ウ 飼料運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- エ 飼料の外観、色、風味及び品質に異常がないこと。
- オカビの発生、異物が認められないこと。
- カ 搬入する飼料(飼料原料)は、飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長)の別紙2に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターよる適合確認を受けた事業場(以下「GMP適合確認事業場」という。)であって、サルモネラ等について適正な衛生管理対策が行われている事業場に由来するものであること。GMP適合確認事業場由来でない場合は、サルモネラ等の検査を定期的に実施している工場由来の飼料で、事前の取り決めに従い検査結果の提示を受けていること。
- キ 飼料、飼料添加物の受入れ記録を保管すること。
- ク 配合されている飼料添加物又は飼料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握していること。

③ 飼料等の保管・給餌

- ア 飼料の購入計画について決定されていること。
- イ 飼料保管施設及びその周辺を定期的に清掃・消毒すること。
- ウ 飼料保管施設内におけるネズミ等、衛生動物の侵入防止対策に努めていること。
- エ 飼料は、適切に保管され、定期的に品質の劣化、カビ等の発生がないかどうか点検すること。
- オ ビタミンプレミックス等の添加物(剤)等は、指定された保管方法で保存すること。
- カ 飼料を給与する前に、飼料に異常がないことを確認すること。
- キ 飼料給与に使用する器具・器材は、清潔なものを使用すること。

④ 畜産資材 (薬剤・敷料) 受け入れ・保管

ア薬剤

- (ア) 保管庫は、鶏の飼育場所と隔離されていること。
- (イ) 保管庫は、整理・整頓されていること。
- (ウ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- (エ) 包装等に異常がないこと。
- (オ) 低温保管品は、適切に保管冷蔵されていること。
- (カ) 購入薬剤の有効期限が十分に確保されていること。
- (キ) 成分、分量、使用方法等を確認すること。
- (ク) 要指示薬については、指示書内容の薬品と数量が一致していることを確認すること。
- (ケ) 入出庫の記録簿を完備し適切な在庫管理ができていること。

イ敷料

- (ア) 保管庫は、搬入前に清掃されていること。
- (イ) 運搬車両は、衛生管理区域の出入口で適切な消毒を行うこと。
- (ウ) 敷料の外観、色及び品質に異常がないこと。
- (エ) 異物等が認められないこと。
- (オ) 敷料にはカビの発生が認められないこと。

(カ) 微生物検査を保管状況に応じて適宜実施し、その結果を考慮して使用すること。

(3) 供給側の保管及び輸送の要件と管理

飼料、素雛、ワクチン等の薬剤及び消毒剤等について、事前に受取り前の供給者側における 保管・管理状況及び輸送の方法の取り決め事項を文書化しておくこと。

(4) 使用水の受入れ要件と管理

- ① 地下水を飲用水として使用する場合は、年1回以上水質検査を受け、飲用水として適していることを確認すること。
- ② ①の水質検査の結果が保管されていること。
- ③ 貯水槽(10t以上)は、年1回以上清掃されていることが記録で確認できること。

4. 鶏の取り扱い

(1) 危害の管理(衛生と健康管理)

① 健康管理

ア 飼育と環境の適正管理

- (ア) 飼育日齢にあった飼養面積が確保され、飼養羽数は適切であること。
- (イ) 飼養鶏に尻汚れ、脚弱、異常呼吸音、異常歩行及び臨床症状に異常がみられないこと。
- (ウ) 4週齢を目安に、綿毛の生え変わりを監視し、鶏群のバラツキに対応していること。
- (エ) 鶏の体測は、計画的に行われ、鶏種に合った変動係数幅を設定し、効果的に管理されていること。
- (オ) 週齢又は適度の間隔で、生存(淘汰)の目標を立て、効果的な飼育管理が行われていること。
- (カ) 適切な温度・湿度管理、換気管理ができていること。
 - ・ 餌付けから廃温までは、特に温度・湿度管理計画が確立され、実施されていること。
 - ・ 廃温は、季節、外気温、鶏舎内温度等を考慮し、計画的に実施されていること。
 - ・ 廃温後は、飼育日齢にあった温度・湿度・換気管理ができていること。
- (キ) 照度管理が適切に行われていること。
 - ・ 点灯管理は、施設の構造、日齢又は週齢、鶏種に沿って計画され、管理されている こと。
 - ・ 照度管理は、施設の構造、日齢又は週齢、鶏種に沿って計画され、管理されている こと。

イ 飼料給与

- (ア) 適切な飼料設計に基づいて決定されていること。
- (イ) 農場で飼料添加物を追加する場合は、飼料内に均一に混和すること。
- (ウ) 飼料添加物等は用法・用量どおりに給与されていること。
- (エ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。

② 衛生管理

ア 出荷前の餌切り

出荷前の餌切り開始時間は、捕鳥時間、食鳥処理場までの輸送時間、処理開始時間を考慮し、12時間を基準として作業が実施され、各々記録していること。

イ 飼育環境

飼育密度が適正に保たれ、鶏の健康を阻害しない飼育条件になっていること。

ウ薬剤投与

- (ア) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示するワクチンプログラムにより接種すること。
- (イ) 鶏にワクチン接種を行う場合は、雛のワクチンプログラムを参考に獣医師の指示により接種すること。
- (ウ) 抗菌性物質等を投与する場合は、薬剤耐性対策に留意し、獣医師の指示のもとに投与すること。
- (エ) 要指示薬・使用規制対象医薬品を投与した場合は、指示書、出荷制限指示書を適切に 保管すること。指示書については、使用者記入欄に指示薬の使用場所・羽数など必要な 情報を記載すること。
- (オ) ワクチン及び抗菌性物質製剤・殺虫剤等を使用した場合、薬剤名、使用量、使用日時 (期間)、使用ロット(箇所)、使用者の記録が明確であること。
- (カ) 抗菌性物質製剤等を飼料給餌で使用する場合、給餌設備及び出荷鶏への混入を考慮し、 使用すること。
- (キ) 抗菌性物質製剤等を飲水で使用する場合、給水設備及び出荷鶏への混入の可能性を考慮し、使用すること。

エ 毎日の管理

- (ア) 鶏舎は、毎日衛生的に管理されていること。
- (イ) 鶏の健康状態を毎日確認し、健康管理に努めていること。
- (ウ) 日常的に使用する器具、機器は、清潔に保たれていること。
- (エ) 見回り作業(巡回作業)は、監視・測定する項目を明確にし、異常時には直ちに処置を行うこと。
- (オ) 鶏の異常(奇声等)及び異常な斃死を確認した場合については、届出を行い家畜保健 衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。
- (カ) 斃死については、毎日記録し、残存状況が確認できること。
- (キ) 死亡鶏の有無を毎日確認し、速やかに適切な処置をすること。

オ 有害微生物の管理

特にサルモネラ、カンピロバクターについては、出荷先(食鳥処理場)とのコミュニケーションを図り、効果的な対策が講じられていること。

③ 獣医師等による指導

定期的に担当の獣医師又は診療施設から鶏の健康管理について指導を受けること。また、指導内容が記録・保管されていること。

(2) 生産時の保守管理及び人の衛生

① 飼育期間中の温度・湿度は、日常的に健康状態を確認しながら、適切に管理されていること。

② 飼育者は、清潔に注意して飼育作業に臨んでいること。旅行や他の農場を訪問したときには、適正な検疫期間(ダウンタイム)を守り、病原体の持ち込み防止に努めること。

(3) 文書化及び記録

- ① 文書化を必要とする文書を明確にし、確実に文書化すること。文書は少なくとも1回/年の見直しを行い、必要に応じて更新し、常に最新版が利用できるようになっていること。
- ② 記録付けを必要とする記録を明確にし、記録用紙を定め、確実に記録付けを行うこと。記録ごとに保管期間等を明確にし、劣化しないように管理されていること。保管期間は、法令に定められているものについては、これに従うこと。
- ③ その他、文書化及び記録については、第 I 部の第7章の2に示す文書、記録に関する要求 事項を満たすこと。

(4)回収·処置手順

出荷先(食鳥処理場、加工場等)を明確にし、出荷先とのコミュニケーションを図り、回収・ 処置の手順・方法を確立し、文書化し、保持し、更新すること。

5. 出荷鶏の運搬

(1) 車両及びコンテナの必要条件

- ① 出荷鶏の運搬に使用する車両や器具、コンテナ等は、出荷鶏を汚染させないように設計され、適切な清浄性を保ち、洗浄できるような構造であること。
- ② 運搬を外部に委託する場合は、清潔で衛生的に運搬できるよう事前に必要事項を取り決め、 文書化しておくこと。
- ③ 出荷車両は、輸送時間が鶏群ごとに記録され、餌切り時間から処理時間に反映されていること。
- ④ 輸送中は、野鳥等の排泄物が接触しないようにシート等で配慮されていること
- ⑤ 輸送経路は、緊急事態を考慮し、複数の経路が事前に決定されていること。

(2) 車両及びコンテナの保守管理

- ① 出荷に必要な車両、器具コンテナ等の保守・衛生管理の手順を明確にし、文書化し、保持 し、更新し、実施の記録が保持されていること。外部に委託する場合は、実施記録を確認す ること。
- ② 出荷車両は、車両全体を消毒すること。
- ③ 消毒液は、適正な濃度が維持されていること。

(3) 出荷鶏の衛生管理

- ① 出荷鶏は、臨床的に異常が認められないこと。
- ② 投薬経歴のある鶏群は、休薬期間を過ぎたものであること。
- ③ 出荷鶏の体表が汚れていないように努めること。
- ④ 車両消毒施設の準備ができていること。
- ⑤ 出荷に使用する車両は、事前に洗浄・消毒されていること。
- ⑥ 衛生的な方法で輸送されること。

- (7) 輸送中は、野鳥等の排泄物が接触しないようにシート等で配慮されていること。
- ⑧ 輸送経路は、緊急事態を考慮し、複数の経路が事前に決定されていること。
- ⑨ 鶏出荷車両は、輸送時間が鶏群ごとに記録され、餌切り時間から処理時間に反映されていること。

6. 出荷鶏に関する情報及び出荷先の意識

(1) 出荷先からの情報収集

あらかじめ、出荷先と協議して、相互のコミュニケーション方法を取り決めておくなど情報 収集に努めるとともに、出荷先からの適正な要望事項については改善に努めるなど適切に対応 すること。

(2) 出荷先への情報提供と出荷先の意識

出荷先に対して適正な扱いに係る情報及び群(及び個体)の判定が容易にできるように以下の情報を提供すること。一方、出荷(処理)業者はこれらの情報を正しく理解し、病原菌の保菌や感染を防止するような衛生上の十分な知識を持つこと。

- ① 飼育舎の構造 (飼育舎の構造は図面で示されていること)
- ② 素雛業者名
- ③ 鶏種及び系統(群の識別)
- ④ 素雛導入年月日及び飼育期間
- ⑤ 出荷羽数
- ⑥ 疾病及び事故の履歴
- ⑦ 薬剤(ワクチン含む)投与の履歴
- ⑧ 休薬飼料の使用期間
- ⑨ 餌切り開始日時
- ⑩ 捕鳥開始日時

7. 従事者の衛生と安全

(1) 鶏舎内で従事する者

① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を 受けること。作業に従事する上での安全を確保する器具(ヘルメット、安全靴、手袋、ゴー グル等)を常備していること。

② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 鶏舎に出入りするとき
- (イ) 鶏糞・敷料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき

- (ウ) 鶏体(死亡鶏含む)に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、鶏舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用する こと。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、鶏舎毎に履き替えること。
- オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するとき専用の場所で行うこと。
- カ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わない こと。

(2)鶏(雛)の搬入に従事する者

① 従事者の健康

従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 鶏舎に出入りするとき
- (イ) 鶏糞・敷料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 鶏体(死亡鶏含む)に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、鶏舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着等、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、鶏舎毎に履き替えること。
- オ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カー従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わない こと。

(3) 鶏の搬出に従事する者

① 従事者の健康

従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 鶏舎に出入りするとき
- (イ) 鶏糞・敷料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触したとき
- (ウ) 鶏体(死亡鶏含む)に接触したとき
- (エ) 用便後
- (才) 作業終了後
- イ 従事者は、鶏舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用する こと。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 長靴は、鶏舎毎に履き替えること。
- オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。
- カーその他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。

③ 従事者の行動

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不適切な行為を行わない こと。

(4) 外来者の衛生

上記(1)~(3)に示した従事者の衛生を基本に、立入り場所、活動の内容を考慮して、 外来者が守るべき規約を定め、外来者に周知すること。

8. 従事者の教育・訓練

(1) 衛生意識及び責任感

ブロイラー生産に従事する者は、鶏肉の生産にあたっているという認識のもと、衛生管理の維持、向上のために、衛生的な飼養管理を行う心構えとその方法、家畜衛生に関する基礎知識などを理解するための教育・訓練を受けなければならない。

(2) 教育・訓練プログラム

① 従事者

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針の理解
- イ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論
- ウ 施設、設備の構造と一般的衛生管理
- エ 農場で起こりうる家畜 (鶏) 衛生上の具体的危害とその防止方法
- オ HACCPの概論

(畜産物生産過程に係る危害、危害の発生要因、防止措置、モニタリング方法、是正措置、 検証方法及び記録文書に関する概論)

- カ鶏、飼料、薬剤、器具器材等の衛生的取扱い方
- キ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理

② アルバイト

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理

ウ 各作業における一般的衛生管理マニュアルの修得

(3) 研修及び管理(教育効果の確認)

教育訓練の効果を測る評価基準を明確にし、研修後に効果を評価し、記録すること。

(4) 再教育·訓練

研修後の研修効果確認において、所定の効果が認められない場合は、再教育・訓練を行うこと。

9. 重要管理事項

鶏の健康管理、抗菌性物質等薬物の残留、有害微生物の異常汚染に関わる衛生管理は、安全で 品質の高い畜産物を生産するための基本となる。

以下の(1)から(3)の要求事項を確実に満さなければならない。

(1) 鶏の健康管理に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 臨床的な健康状況のチェック基準を明確にし、文書化していること。
- イ 異常鶏確認の手順・方法、判定基準を明確にし、文書化していること。
- ウ 異常鶏の隔離、治療、淘汰の手順・方法、判断基準を明確にし、文書化していること (獣 医師の指示の厳守が含まれていること)。

② 検証

- ア 異常鶏の隔離、治療、淘汰記録の確認
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 病性鑑定書の確認

③ 文書化及び記録

ア 文書は、保持し、更新されなければならない。

イ 文書、記録は、第1部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(2) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項

要求事項

- ア 抗菌性物質等薬物投与及び中止の手順・方法を確立し、文書化していること (獣医師の 指示の厳守が含まれていること)。
- イ 消毒剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤等の散布・配置及び中止の手順・方法を確立し、文書 化していること。
- ウ 投与、散布、配置の記録を保持すること。
- エ 識別の方法を定め、文書化していること。
- オ 隔離の基準を明確にし、文書化していること。
- カ 目視検査等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。

② 検証

- ア 識別の実施状況(徹底されていること)
- イ 獣医師の指示書の確認

- ウ 投薬記録の確認
- エ 残留検査の結果の記録

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第1部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(3) 有害微生物の異常汚染に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 出荷先等から問題と成り得る有害微生物検査情報を入手し、軽減に繋がる手順・方法を確立し、文書化していること(必要に応じて獣医師の指示の厳守が含まれていること)。
- イ 対応方法の実施記録を保持すること。
- ウ 有害微生物検査情報の収集において、出荷先とのコミュニケーション方法を定め、文書 化していること。
- エ 対応方法の実施記録
- オ 出荷先においての有害微生物検査結果の記録

② 検証

- ア 出荷先とのコミュニケーション実施状況の確認
- イ 対応方法の実施記録
- ウ 有害微生物検査結果の記録

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第1部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。